

○社会福祉に関連する法令の解説

本章では、社会福祉に関連する主な法令の解説を掲載してあります。

○ 社会福祉関係法令一覧と主要法令

法律の名称	制定	主な内容等
1 社会福祉全般		
民生委員法	S23	民生委員の委嘱、職務等
①社会福祉法	S26	福祉事務所、社会福祉法人の定義・事業、社会福祉事業の定義・事業、社会福祉事業従事者の確保の促進、地域福祉計画、社協等
②社会福祉士及び介護福祉士法	S62	社会福祉士、介護福祉士の試験、義務等
独立行政法人福祉医療機構法	H14	(独)福祉医療機構の業務等
2 保護・援護 関連		
③恩給法	T12	公務員及びその遺族を対象とした恩給の受給資格、支給方法等
④生活保護法	S25	生活保護の種類・方法、保護施設(救護施設等)の基準、被保護者の権利・義務等
⑤生活困窮者自立支援法	H25	生活困窮者の自立支援のための相談、情報提供、助言等
⑥戦傷病者戦没者遺族等援護法	S27	公務傷病があった軍人軍属等であった者に対する障害・遺族年金、弔慰金の支給等
未帰還者留守家族等援護法	S28	陸海軍に属していた未帰還者等の家族に対する手当の支給等
引揚者給付金等支給法	S32	終戦前後の引揚げ者及びその遺族に対する給付金の支給等
未帰還者に関する特別措置法	S34	未帰還者の遺族に対する弔慰金の支給等
社会福祉施設職員等退職手当共済法	S36	社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員等の職員を対象にした退職手当共済制度について
戦傷病者特別援護法	S38	公務傷病があった軍人軍属等であった者に対する戦傷病者手帳の交付、療養の給付・療養手当の支給・更生医療の給付等
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	S38	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給等
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	S41	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給等
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	S42	戦没者の父母等に対する特別給付金の支給等
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	S40	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給等
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	S42	引揚者及びその遺族等に対する特別交付金の支給等
台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律	S62	台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金の支給等
⑦中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	H6	中国残留邦人等が永住帰国した際の自立支度金の支給、生活・雇用・教育に関する支援、支援給付の実施、中国残留邦人死亡後の特定配偶者への支援
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律	H12	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金の支給等
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	H14	国等の責務、基本方針・実施計画の策定、財政上の措置等
3 高齢者福祉 関連		
⑧老人福祉法	S38	老人福祉の基本理念、福祉の措置、老人福祉施設の設置・基準、老人福祉計画の策定、費用等
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	H4	介護労働者の雇用管理の改善、職業訓練の実施、介護労働安定センター等
福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	H5	福祉用具の研究開発及び普及促進等
高齢社会対策基本法	H7	高齢社会対策の基本理念、基本的施策、高齢社会対策会議の設置等
⑨介護保険法	H9	要介護者に対する保健・医療・福祉サービスの給付等
⑩高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	H17	高齢者虐待の防止に関する国等の責務、養護者による高齢者虐待の防止に対する支援、被虐待者の保護等

法律の名称	制定	主な内容等
4 障害者福祉 関連		
⑪身体障害者福祉法	S24	身体障害者の定義、更生援護(身体障害者手帳、入所措置、社会参加促進等)、費用等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	S25	精神保健福祉センターの設置、精神保健指定医・精神科病院、医療及び保護(措置入院等)、保健・福祉(精神障害者保健福祉手帳、相談支援等)等
⑫知的障害者福祉法	S35	国等の責務、更生援護(実施機関・障害者支援施設等への入所等の措置等)、費用等
⑬障害者の雇用の促進等に関する法律	S35	関係者の責務、職業リハビリテーションの推進(職業紹介・適応訓練等)、事業主の雇用義務(基準、障害者雇用調整金の支給・障害者雇用納付金等)
理学療法士及び作業療法士法	S40	理学療法士、作業療法士の定義、免許、試験、業務等
障害者基本法	S45	障害者の自立等に関する基本理念、国等の責務、基本的施策等
視能訓練士法	S46	視能訓練士の定義、免許、試験、業務等
義肢装具士法	S62	義肢装具士の定義、免許、試験、業務等
身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	H5	通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進等
精神保健福祉士法	H9	精神保健福祉士の定義、試験、登録、義務等
言語聴覚士法	H9	言語聴覚士の定義、免許、試験、登録、業務等
身体障害者補助犬法	H14	身体障害者補助犬の育成及び使用する者の施設利用の円滑化等
特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律	H16	特別な事情で障害基礎年金等の受給権を有さない障害者に対する特別障害者給付金の支給等
発達障害者支援法	H16	国等の責務、早期発見・教育・就労・地域生活・発達障害者支援センター等
⑭障害者総合支援法	H17	自立支援給付の支給、地域生活支援事業、障害福祉計画、費用負担等
⑮障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	H23	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
⑯障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	H25	差別解消推進に関する基本的事項、行政機関等における差別解消措置等
⑰医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	R3	医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等

① 社会福祉法

I 制定年月日等

◇制定 昭和 26 年 3 月 29 日(法律第 45 号)(当時の法律名は、「社会福祉事業法」)

◇施行 昭和 26 年 10 月 1 日(社会福祉審議会等に関する規定は、S26.3.29。社会福祉法人の登記、監事・評議員会、定款の変更、合併等に関する規定は、S26.6.1)

II 社会福祉制度の沿革等 (社会福祉法の沿革を含む)

1 沿革

時期	法律名 等	内容・解説
<p><戦前> 私的救済が基本。社会保障は、国民の権利としては位置づけられていない。</p>		
M 7 年(1874) S 4 年(1929) S13 年(1938)	「恤救規則」制定 「救護法」の制定 「社会事業法」制定	家族や隣人等による私的救済が中心。身寄りのない人のみが救済対象 公的扶助の原型といわれる。救護を国の義務としたが権利性はない。 社会福祉事業法の前身となるもの。民間社会事業への助成、指導強化等
<p><戦後> *GHQ の基本的な考え方は、「①国家責任の原則、②無差別平等の原則、③最低生活保障の原則」。 *GHQ は、軍人優先施策の再現をおそれて、公的な社会福祉事業の実施責任は公にあるとした(憲法 89 条:公の支配に属しない慈善、博愛の事業への公金支出を禁止→民間者社会福祉事業への財政支援を打ち切る。(公私分離の原則))</p>		
S21 年(1946) S22 年(1947) S22 年(1947) S22 年(1947) S24 年(1949) S25 年(1950) S26 年(1951)	旧「生活保護法」制定 「日本国憲法」制定 「児童福祉法」制定 「国民助け合い運動」(共同募金)開始 「身体障害者福祉法」制定 「生活保護法」全面改正 「社会福祉事業法」制定	引揚者等貧困者対策 最低生活の保障とともに、社会福祉の増進が国の責務 戦後における浮浪児、孤児対策 社会福祉の公私分離(上述)の原則により、民間事業者の運営状況が悪化→民間社会福祉事業への財源確保を促す。 傷痍軍人中心の身体障害者対策が一般対策として再編 *「生活保護法」「児童福祉法」「身体障害者福祉法」=「福祉三法」 憲法定等をつまみ、貧困者全般を支援対象、生存権保障を明確化 社会福祉事業全分野の共通的基本事項を規定(社会事業法は死文化していた)。民間社会福祉事業は、「公の支配下」にあると考えられる。
S35 年(1960) S38 年(1963) S39 年(1964) S46 年(1971) S48 年(1973)	「精神薄弱者福祉法」制定 「老人福祉法」制定 「母子福祉法」制定 「社会福祉施設緊急整備5か年計画」の策定 老人医療費の無料化	現 知的障害者福祉法 現 母子及び父子並びに寡婦福祉法 *「生活保護法」「児童福祉法」「精神薄弱者福祉法」「老人福祉法」「母子福祉法」=いわゆる「福祉六法」体制。福祉六法における援護の基本は「措置」。以降、幅広く措置委託が行われるようになり、社会福祉法人への委託件数が増え、法人数も急速に増加していく 施設収容中心の福祉を推進(S40「知的障害者の国立コロニ-建設」が提言 福祉元年とも呼ばれている (同年、第 1 次オイルショックが起こる)
S55 年(1980) S57 年(1982) S62 年(1987)	第二次臨時行政調査会 「老人保健法」制定 市町村へ事務権限一元化	社会福祉制度を含む行財政改革が実施される(「増税なき財政再建」) 老人医療費の無料化の見直し(第二次臨調の流れ) 老人福祉法や身体障害者福祉法など四法の事務が機関委任事務から市町村への団体委任事務化される。
H 元年(1989) H2 年(1990) H9 年(1997)~ H12 年(2000)	ゴールドプランの策定 福祉八法の改正 社会福祉基礎構造改革 社会福祉事業法等八法の改正	福祉サービスの種類と供給量を増加させる計画。(H6:新ゴールドプラン、エンゼルプラン、H7:障害者プラン~ノーマライゼ-ション7 か年戦略~ それぞれ策定) 高齢者・身体障がい者の入所措置権を町村へ委譲、各法への在宅サービスの位置づけ。 厚生労働省を中心に社会福祉基礎構造改革に関する検討を行う(後述) 「社会福祉事業法」を「社会福祉法」へ名称を改め、サービス利用者本位の制度とする。

2 提言された「社会福祉基礎構造改革」について

高度成長期を経て生活困窮者の数は減少したが、核家族化の進行等により家庭の生活保持能力は低下し、社会福祉に対するニーズは、生活困窮者等一部の人の救済にとどまらず、広く国民一般を対象としたものへと移行してきた。

また、社会福祉制度については、例えば戦後の社会福祉を支えてきた「措置制度」について、課題がみられるようになってきた。(行政処分という手法により、限られた社会資源を優先度に応じて配分するものだが、行政が措置(サービスの提供)を社会福祉法人等に委託するため、利用者本位のサービス提供とならず、また、利用者・事業者間に明確な権利義務関係が存在せず、利用者の視点が不十分となり、サービスの質の向上が必ずしも図られない。)

このような中、厚労省では、平成9年8月から、有識者からなる「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」を開催、社会福祉基礎構造について議論を行い、平成10年6月に「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」を、同年12月には追加意見を公表した。

これらの議論を踏まえ、平成12年3月、「社会福祉の増進のための社会福祉事業等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出され、同年5月に成立、6月7日に公布された。

<改革の理念及び基本的方向性>

- (1)サービスの利用者 と 提供者の対等な関係の確立
- (2)利用者本位の考え方に基づく個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- (3)利用者の幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- (4)信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- (5)情報公開等による事業運営の透明性の確保
- (6)増大する社会福祉のための費用の公平かつ公正な負担
- (7)住民の積極的かつ主体的な参加に根ざした個性ある福祉文化の創造

<改革の具体的内容>

(1)社会福祉事業の推進

措置から契約によるサービス利用制度への移行、社会福祉法人の経営基盤の確立や適正な事業運営の確保等

(2)質と効率性の確保

利用者のサービス選択支援のため、第三者機関によるサービスの評価や情報開示の導入等

(3)地域福祉の確立

地域で総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、各分野の計画を統合した「地域福祉計画」の導入等

Ⅲ 法の概要等 <構成> (令和5年4月1日施行)

①総則(第1～第6条)	目的、定義(社会福祉事業等)、基本理念 等
②地方社会福祉審議会(第7～第13条)	社会福祉審議会の権限・組織・分科会 等
③福祉に関する事務所(第14～第17条)	福祉事務所の設置・組織・定数・サービス 等
④社会福祉主事(第18、19条)	社会福祉主事の設置、資格 等
⑤指導監督及び訓練(第20、21条)	職員の行う事務について、指導監督を行うための計画策定等
⑥社会福祉法人(第22～59条の3)	通則、設立、管理、解散及び合併、助成及び監督
⑦社会福祉事業(第60～74条)	経営主体、施設の設置・最低基準・管理者、許可取消 等
⑧福祉サービスの適切な利用(第75～88条)	情報の提供、福祉サービスの利用の援助、事業経営者支援 等
⑨社会福祉事業に従事する者の確保の促進(第89～106条)	基本指針、福祉人材センター、福利厚生センター
⑩地域福祉の推進(第106条の2～124条)	地域福祉計画、社会福祉協議会、共同募金 等
⑪社会福祉連携推進法人(第125～148条)	認定、業務運営、解散及び清算、監督 等
⑫雑則(第149～154条)	事務の区分、権限の委任 等
⑬罰則(第155条～166条)	

1 総則

(1) 社会福祉法の目的（第1条）

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達をはかり、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 社会福祉事業（第2条、60条～74条）

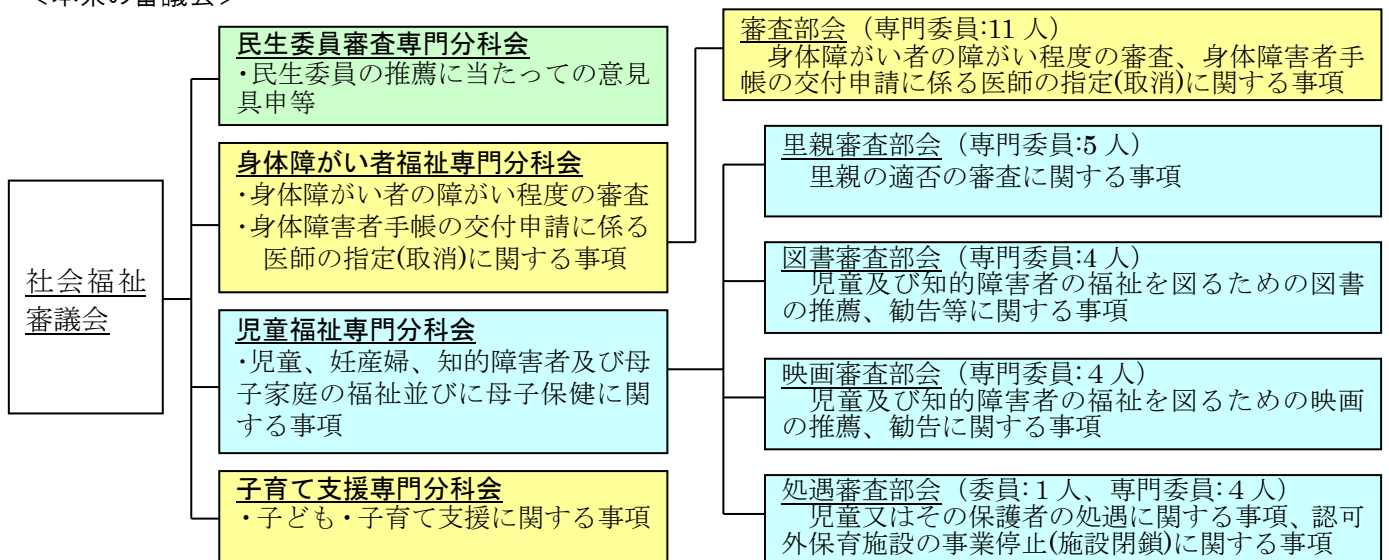
この法律では、社会福祉事業をその対象者の要援護性、事業の対象者に与える影響の度合い等から、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類。

	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
対象事業 (用語編参照) (第2条)	公共性が特に高く、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業で、対象者を入所させ、生活の大部分をその中で営ませる施設を経営する事業を主とする。 【対象となる主な施設及び事業】 ○生活保護関連(救護施設等) ○児童福祉関連(児童養護施設等) ○老人福祉関連(養護老人ホーム、特養等) ○障害者福祉関連(障害者支援施設等) ○婦人保護関連(婦人保護施設) ○その他(共同募金事業、生活福祉資金貸付事業等)	社会福祉の増進に貢献するも比較的利用者への影響が小さく、公的規制の必要性が低い事業(主として在宅サービス)。 経営主体としての制限はなく、すべての主体が、都道府県知事等への届出をすることにより事業経営が可能となる。 【対象となる主な施設及び事業】 ○生活保護関連(生活保護事業等) ○児童福祉関連(保育所等) ○母子及び父子並びに寡婦福祉関連(母子・父子福祉施設等) ○老人福祉関連(老人居宅介護等事業、老人デイサービスセンター等) ○障害者福祉関連(障害福祉サービス事業等) ○その他(知的障害者更生相談事業)
経営主体 (第60条)	国・地方公共団体及び社会福祉法人が原則。	制限はない。
設立 (第62条)	都道府県知事等への届出が必要。(行政・社会福祉法人以外の者が経営しようとするときは、都道府県知事の許可が必要)	全ての主体が都道府県知事等への届出をすることにより事業経営が可能。(保育所(認可)の経営等一部を除く)

2 社会福祉審議会について(第7条～)・・・事業編参照

社会福祉に関する事項を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとされている。

<本県の審議会>



3 福祉事務所について(第 14 条～)

設置	<p>都道府県及び市(特別区を含む)は、設置が義務付けられており(条例設置)、町村は任意設置。 ＊本県の状況：19市及び 10 保健福祉事務所に設置されており、町村で設置している事例はない。</p>
所掌事務	<p>福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る。 平成 5 年 4 月に、老人及び身体障がい者福祉分野での施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、また、平成 15 年 4 月には、知的障害者福祉等に関する事務が市町村に移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)を所管することとなった。</p> <p>＊都道府県が設置する福祉事務所の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関連(保護事務等) ・児童福祉法関連(主として、児童及び妊産婦の福祉に関する、①必要な実情の把握、②相談に応じ、必要な調査を行い及び個別的に又は集団的に必要な指導を行うこと等) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法関連(主として、母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する、①相談に応じ、②必要な調査及び指導を行うこと)
組織	<p>福祉事務所長及び少なくとも、次の所員を置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指導・監督を行う所員(社会福祉主事。現業事務の指導監督を司る(長自らが行うこともできる)) ②現業を行う所員(社会福祉主事。援護、育成又は更生の措置を要する者等を訪問・面接し、資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無や種類を判断し、生活指導等を行う) ③事務を行う所員(所の庶務を行う) <p><職員の標準配置数>(定数は、条例で定める)</p> <p>都道府県の設置する事務所の場合：生活保護法の適用を受ける被保護世帯の数が 390 以下であるときは 6 とし、被保護世帯の数が 65 を増すごとに、これに 1 を加えた数</p> <p>＊本県の状況</p> <p>保健分野と福祉分野の密接な連携を図るため、保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ組織として保健福祉事務所が設置される。(H21.4～)</p>

4 社会福祉主事(第 18 条～)

社会福祉主事は社会福祉法で定められた「任用資格」(県・市町村職員として採用され、実際に業務に就いた際に始めて名乗ることのできる資格。)

設置職務	<p>設置： 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、社会福祉主事を置く。(その他町村においても社会福祉主事を置くことができる)</p> <p>職務：都道府県の社会福祉主事は、福祉事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法：生活保護法の施行について、知事の事務の執行を補助する(生活保護法 21 条) ・児童福祉法：要保護児童(保護者)に対する指導を行いうる(児童福祉法 25 条の 8,27 条) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者は、児童福祉司としての任用資格を得る(児童福祉法 13 条 2 項)
資格等	<p><社会福祉主事の任用資格></p> <p>人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、次の各号に該当する者の中から任用</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 <p>(指定科目) 社会福祉概論、社会福祉援助技術論、社会保障論、保育理論、身体障害者福祉論、老人福祉論、地域福祉論、民法、経済学、心理学、医学一般、看護学 等のうちから 3 科目以上</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ③ 社会福祉士 ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤ 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として省令で定める者

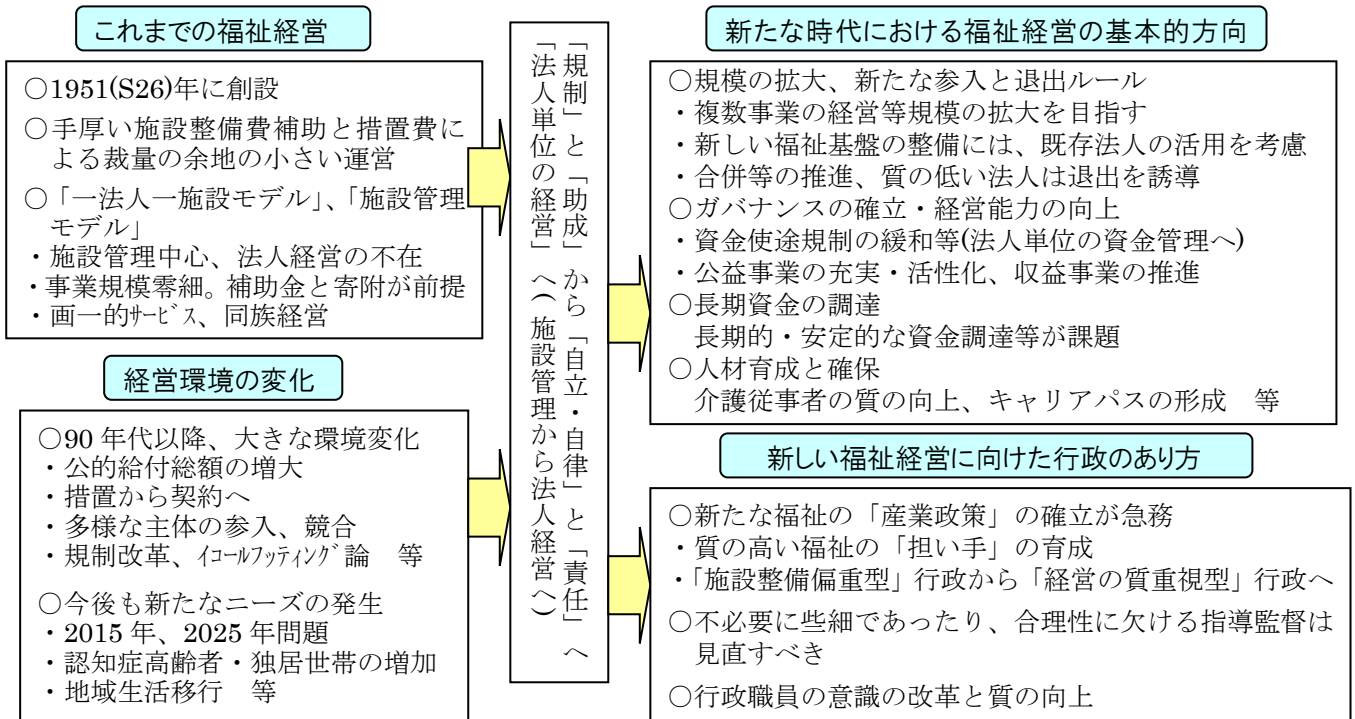
5 社会福祉法人について(第 22 条～)

<p>定義・性格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人とは、社会福祉事業(法第 2 条で規定する第一種、第二種社会福祉事業)を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。 ・社会福祉法人は、学校法人等と同様に、民法 34 条に基づく公益法人から発展した特別法人とされる。このため、①公益性、②非営利性、③主務官庁の許可が必要という基本的要件がある。 →社会福祉法人も、社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に、最終的には国庫に帰属する。(非営利性) ・憲法 89 条の公の支配に属しない民間社会福祉事業に対する公金支出禁止規定を回避する規定ともなっている。(公の関与が強く、公共性を持つ法人であるため「公の支配下」にあるとされる。)
<p>社会福祉法人が行う事業</p>	<p>○第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業 「1(2)社会福祉事業」の項参照</p> <p>○その他の事業 社会福祉事業に支障がない限り、定款に記載の上、公益事業・収益事業も行うことができる。公益事業・収益事業については、社会福祉事業に関する会計から区分しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業の例: 有料老人ホームの経営、子育て支援事業 等 ・収益事業: 事業の種類に制限はないが、法人の信用を傷つけるものや投機的なものは不相当
<p>設立 右(1)～(3)の手続きが必要</p>	<p>(1)定款の作成 定款に記載する必要がある事項: 目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所の所在地、役員・会議・資産・会計に関する事項、公益事業・収益事業を行う場合その種類、解散に関する事項 等</p> <p>(2)所轄庁の認可 所轄庁は、申請法人の資産が社会福祉事業を行う必要を満たすものであるか、定款の内容及び設立の手続きが法令の規定に違反していないかどうか等を審査し、認可の決定をする。 * 本県における審査: 「社会福祉法人・社会福祉施設整備審査会」において適否を審査している。 * 事業が一の市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁は、一般市へ権限移譲(平成 25 年 4 月)</p> <p>(3)設立の登記(登記により法人は成立する) 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことによって成立し、法人格を取得し、寄附財産は当該法人に帰属する。</p>
<p>機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人(特定社会福祉法人のみ)を置かなければならない。 ・評議員は定款で定める方法により選任され、その数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。(例外あり) ・評議員会は、社会福祉法に規定する事項及び定款に定める事項に限り決議することができる。 主な議決事項: 役員(理事及び監事)、会計監査人の選任・解任、定款の変更、決算の承認 等 ・役員は評議員会の決議により選任され、その数は、理事は 6 人以上、監事は 2 人以上でなければならない。 ・理事会は全ての理事で組織され、執行機関として次の職務を行う。 ①社会福祉法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職 ・監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成するほか、理事会への出席・報告義務、評議員会への報告義務等がある。 ・会計監査人は、社会福祉法人の計算書類等を監査し、会計監査報告書を作成する。
<p>助成・監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する一般的監督(都道府県知事等) 法令等が遵守されているか確認が必要と認める場合、社会福祉法人から業務・会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に業務及び財産の状況を検査させることができる。(違反・不適正があると認めるときは、期限を定めて必要な措置を勧告・命ずることができる) →本条(第 56 条)を基に、社会福祉法人監査が行われる。(法定受託事務) ・助成及び監督 国・地方公共団体は、条例等で定める手続きに従い、社会福祉法人に対して、補助金を支出できる(憲法第 89 条の適用除外)。また、助成法人に対して、事業・会計の状況に関する報告の徴収等を行う権限を有する。

◇「社会福祉法人の経営の現状と課題」

福祉経営を取り巻く環境が大きく変化する中、平成 18 年 1 月、社会福祉法人経営の在り方等について検討する「社会福祉法人経営研究会」が設立。平成 18 年 8 月に「社会福祉法人経営の現状と課題～新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業～」がとりまとめられた。概要は以下のとおり。(報告書資料を加工)

この報告書に沿った形で、平成 19 年 3 月、社会福祉法人の認可・会計・指導監督等に関する厚生労働省通知が改正された。



◇社会福祉法人制度改革

近年、人口減少、超高齢化社会など地域社会の変容により、多様化・複雑化する新たな福祉ニーズへの対応が求められている中、社会福祉の基盤を担う社会福祉法人の果たすべき役割や責務は、ますます重要とされている一方で、株式会社・NPO等の多様な経営主体とのイコールフットイング議論、また、いわゆる内部留保をめぐる問題、あるいは一部の不適切な法人運営に関する指摘もされている。

このような背景により、社会福祉法人が時代の要請あるいは社会の要請にしっかりと応えていくことができる制度の枠組みや公益性の高い事業運営が求められ、平成 28 年 3 月に社会福祉法が改正され、法人制度改革が行われた。概要は以下のとおり。

i) 経営組織のガバナンスの強化

- ◆議決機関としての評議員会を必置、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

ii) 事業運営の透明性の向上

- ◆財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

iii) 財務規律の強化

- ◆役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- ◆「社会福祉充実残額(再投下財産額)」の明確化
- ◆「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

iv) 地域における公益的な取組を実施する責務

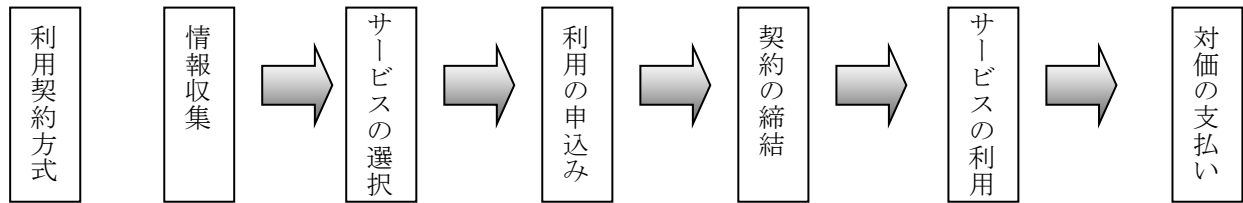
- ◆社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

v) 行政の関与の在り方

- ◆所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

6 福祉サービスの適切な利用について(第75条～)

<利用契約方式とそれを支える仕組み>



社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ○事業经营者による福祉サービスに関する情報提供 ○誇大広告の禁止 ○国・自治体による情報提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約申込み時における契約内容の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約成立時の書面の交付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業经营者の苦情解決の責務 ○社会福祉施設の最低基準に苦情解決を明示 ○都道府県社協に運営適正化委員会を設置
	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力の不十分な者に対する福祉サービスの利用者等に係る契約(契約の締結・支払いの代行等)を第二種社会福祉事業として位置づけるとともに、都道府県社会福祉協議会の業務としても規定 			

介護保険法	要介護認定の申請	訪問調査	要介護認定	ケアプランの作成	介護サービス給付	保健福祉事業	一部負担
介護認定審査会による審査(保険者の行政処分に対する不服申立審査)							

7 社会福祉事業に従事する者の確保の促進について(第89条～)

福祉人材の確保指針(第89条～)	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針を定めることとなっている。(人材確保指針) ○社会福祉事業を経営する者は、指針に基づき、従事者の処遇改善及び資質の向上並びに職員の確保に資する措置等を講ずるように努めなければならない。 ○国は、必要な財政・金融上の措置を講ずよう努め、地方公共団体は、従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を推進するため必要な措置を講ずよう努めることとされている。 <p><H19.8.28 見直しされた指針のポイント></p> <p>増大する福祉介護ニーズ、少子高齢化の進行、福祉介護サービス分野における高い離職率等に対応するため、次の点をポイントとする指針が告示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の整備の推進(キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な水準の報酬設定等) ・キャリアアップの仕組みの構築(従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築等) ・介護サービスの周知・理解(教育機関等によるボランティア体験の提供) ・潜在的有資格者等の参入の促進(福祉人材センター等による相談体制の充実等) ・多様な人材の参入・参画の促進(高齢者への研修等を通じた参入・参画の促進等)
*福祉人材確保法(H4)の制定に基づき改正	
福祉人材センター(第93条～)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡・援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図るため、1個に限り「都道府県福祉人材センター」を指定する。(社会福祉法人) <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動、従事者の確保に関する調査研究、社会福祉事業の経営者に対する相談・援助、社会福祉従事者等に対する研修、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助等 <p><本県の状況></p> <p>県社協を福祉人材センター指定。次の事業を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センター運営、啓発広報事業 ・福祉人材無料職業紹介事業 ・研修等

福利厚生センター (第102条～)	<p>○厚生労働大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るため、全国に1個に限り、福利厚生センターとして指定する。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動、従事者の福利厚生に関する調査研究、従事者の福利厚生の増進のための事業等 <p><指定状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人福利厚生センター(ソウェル クラブ)(東京都)
----------------------	--

8 地域福祉の推進について(第106条の3～)

包括的な支援体制の整備	<p>○市町村は、地域住民等および支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p>
地域福祉計画	<p>○市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は「市町村地域福祉計画」を策定し、又は変更するときは、地域住民等の意見を反映させ、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p>
社会福祉協議会	<p>○市町村社協の業務： ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③調査、普及、宣伝、連絡、調整、助成 等</p> <p>○都道府県社協の業務： ①市町村社協が取組む業務中、広域的見地から行うことが適当なもの、②従事者の養成・研修、③経営者の指導・助言、④市町村社協相互の連絡・事業調整</p>
共同募金	<p><共同募金></p> <p>都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集。区域内の地域福祉の推進のため、社会福祉事業・更生保護事業等に配分。</p> <p><共同募金会></p> <p>共同募金事業(第1種社会福祉事業)を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。(設立認可は都道府県知事が行う)</p> <p>寄附金の公正な配分のため共同募金会に配分委員会を置く(国・県は配分に干渉できない)</p>

◇作成に際しての参照文献： 社会福祉法令研究会編「社会福祉法の解説」、「社会保障の手引」(いずれも中央法規出版)等

法律(令)名	② 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年5月 26 日法律 30 号)
制定年月	<p>昭和 62 年5月 26 日(昭和 63 年4月1日施行)</p> <p>【沿革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一部改正)平成 19 年 12 月5日法律第 125 号 養成施設のカリキュラムや資格取得方法の見直し等(一部未施行) ・(一部改正)平成 23 年 6 月 22 日法律第 72 号 介護福祉士による医療行為の実施等 ・(一部改正)平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号 養成施設(大学及び短大を除く)指定等事務・権限の一部を都道府県に権限移譲 ・(一部改正)平成 26 年 6 月 25 日法律第 83 号(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号)) 介護福祉士の資格取得方法の見直しに関する改正規定の 1 年延期等 ・(一部改正)平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号)) 介護福祉士資格取得に関する特例等
内 容	<p>【背景】</p> <p>高齢化社会の進展とともに、国民の福祉に対するニーズも多様化・高度化した。このため、中長期的観点から福祉の見直しを行うとともに、福祉資格の法制化が検討され、1987(昭和 62)年3月、福祉関係三審議会合同企画分科会小委員会合同会議が「福祉関係者の資格制度について」の意見具申を行った。</p> <p>当時、資格制度の法制化が必要とされた理由は次の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢化に伴い、福祉ニーズが高度化し、専門的な対応が必要となったこと ② 国際的な観点からみて、わが国が他の先進諸国と比して福祉専門職の養成に立ち後れていることから資格制度の確立が望まれたこと ③ シルバーサービスの動向からも資格制度が必要とされたこと <p>こうして、福祉関係専門職の国家資格の制定が準備されることとなり、1987(昭和 62)年5月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、「社会福祉士」・「介護福祉士」という日本初の福祉専門職資格が、国家資格として制度化された。</p> <p>【目的】</p> <p>社会福祉士と介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正化を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(第2条)社会福祉士及び介護福祉士の定義について規定 ○(第4条―第 38 条)社会福祉士の資格取得方法等について規定 ○(第 39 条―第 44 条)介護福祉士の資格取得方法等について規定 ○(第 44 条の2―第 49 条)社会福祉士及び介護福祉士の義務等について規定

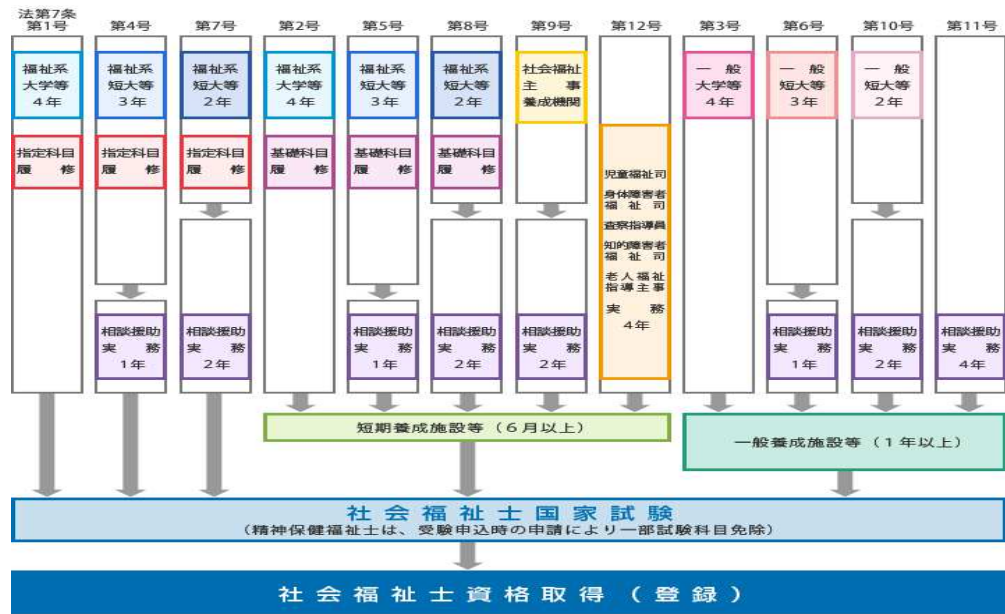
【その他参考事項】

○社会福祉士及び介護福祉士の定義(法第2条)

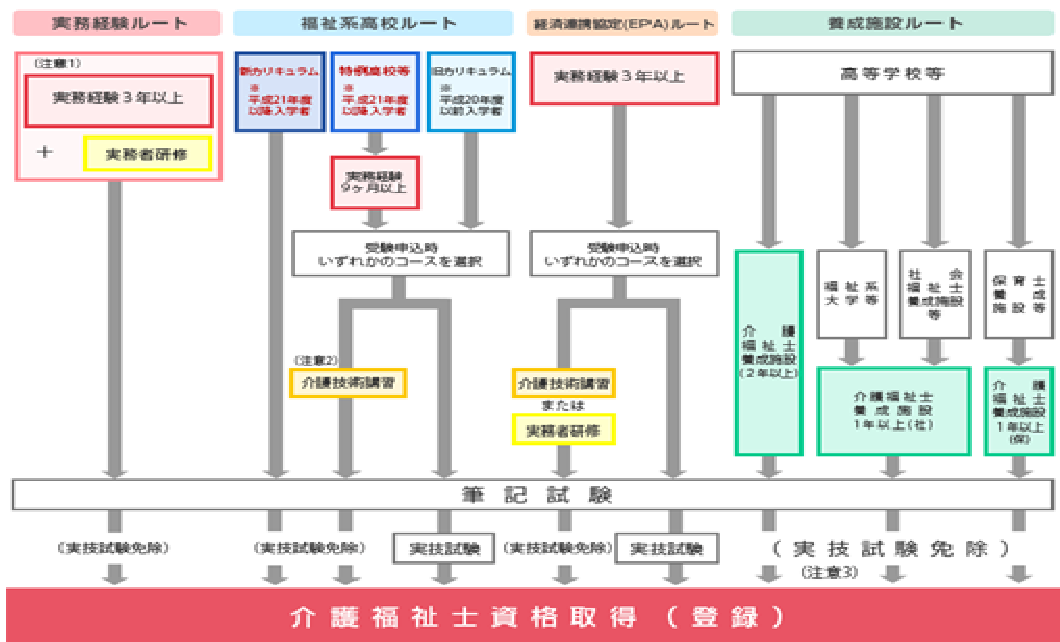
「社会福祉士」とは、登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

「介護福祉士」とは、登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるものを含む。)を行い、ならびにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

○資格取得の方法
(社会福祉士)



(介護福祉士)



(公益財団法人社会福祉振興・試験センターHPより引用)

関係法令

- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和 62 年 12 月 15 日厚生省令第 49 号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和 62 年 12 月 15 日政令第 402 号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第 10 条第 1 項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省令第 85 号)
- ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和 62 年 12 月 15 日厚生省令第 51 号)
- ・社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和 62 年 12 月 15 日厚生省令第 50 号)

参考データ	<p>○社会福祉士及び介護福祉士資格の県内登録者数(令和5年2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉士 <u>4,668</u> 人・介護福祉士 <u>36,880</u> 人 <p>(公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ)</p> <p>○県内の社会福祉士及び介護福祉士指定養成施設数(令和5年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉士指定養成施設 1校 1課程・介護福祉士指定養成施設 7校 7課程
-------	--

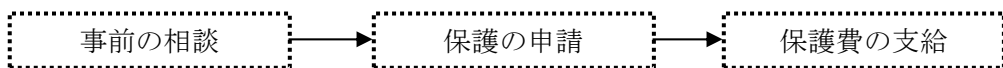
法律名	③ 恩給法（大正 12 年 4 月 14 日 法律第 48 号）・・・総務省所管の法律
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治 8 年(1875 年) 佐賀の乱、台湾出兵等を背景に陸軍軍人を対象とした恩給制度が発足 ・ 明治 17 年(1884 年) 文官の恩給制度発足 ・ 大正 12 年(1923 年) 現行「恩給法」制定。公務員種別による個別の恩給制度を整理統合 ・ 昭和 21 年(1946 年) 連合国最高司令官の指令により、重傷者に係る傷病恩給を除き、旧軍人、軍属の恩給廃止 ・ 昭和 28 年(1953 年) 旧軍人軍属の恩給復活 ・ 昭和 34 年(1959 年) 国家公務員共済組合法施行(公務員の年金制度は恩給から共済年金へ) ・ 昭和 41 年(1966 年) 長期在職者に係る最低保障制度創設
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 章 総則（恩給受給の権利、種類、額の決定方法 等） ○第 2 章 公務員（①通則（支給対象公務員、②恩給金額） ○第 3 章 遺族（遺族の範囲） ○第 4 章（雑則）
主な内容	<p>【恩給の意義・性格】 公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務による傷病のために退職した場合、又は公務のために死亡した場合において、国が公務員との特別な関係に基づき、使用者として給付するもので、公務員の退職又は死亡後における生活の支えになるもの(国家補償の性格を有する制度)。受給者の大部分は、先の大戦において生命を捧げて国に尽くされた方々(戦没者遺族、傷痍軍人及びその遺族、退職軍人及びその遺族)となっている。</p> <p>【主な内容】</p> <p>◇支給対象者（約 38 万人の対象者のうち、約 98%が旧軍人関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恩給法上の公務員（公務員の年金制度は共済年金に移行しており、恩給の対象となる公務員は、共済制度発足前に退職した公務員及びその遺族。従って現職者に恩給の対象者は存在しない。） <ul style="list-style-type: none"> (1)一般文官（文官、教育職員、警察監獄職員、待遇職員で各々要件有り） (2)旧軍人（兵～大将） 2 公務員の遺族 遺族の順位は、配偶者→未成年の子→父母→重度障害を持つ成年の子→祖父母 <p>◇恩給年額の計算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恩給年額の計算 恩給年額は、原則として在職年数と俸給年額の組み合わせで決定される。 <ul style="list-style-type: none"> (1)在職年の計算 在職年数は、実際の勤務期間である「実在職年」と勤務態様に応じて設けられた「加算年」とを合計したもの。（加算年は、戦地での勤務等特殊な勤務に服した場合に、その期間を割増して評価するため設けられたもの。戦地勤務の場合、1 月につき最高 3 月を加算。） (2)俸給年額 恩給年額の計算においては、退職当時の俸給を基礎とするのが基本。しかし、退職後の経済変動を対応して恩給の実質価値の維持を図るため、俸給年額を適切に増額し、これに基づいて年額を計算しなおしている。 2 最低保障制度 以上により計算した恩給年額が一定の額（最低保障額）に達しない場合には、その最低保障額が支給される。この制度は、社会保障的観点から戦後創設されたものであり、傷病恩給及び傷病者遺族特別年金以外の年金恩給に適用される。平成 18 年度における最低保障の適用率は、全受給者の約 9 割となっている。

主な内容	<p>3 恩給年額の改定</p> <p>恩給年額の水準の引上げについては、これまでの毎年度公務員給与、物価等を総合的に勘案する方式から、公的年金の引上率により自動的に改定する方式に変更することとなった。また、この方式による引上げについては、過去に恩給年額を据え置いた分を調整した後に行うこととなっている。この改定方式による平成 20 年 4 月以降の恩給年額の水準は、現行水準と同じとなる。</p> <p>◇恩給の種類等</p> <p>1 本人に対する給付 (令和 5 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>普通恩給</td> <td>在職年（実在職年＋加算年）が最短恩給年限以上の者 旧軍人（兵・下士官）12 年以上 旧軍人（准士官以上）13 年以上 文官等 17 年以上 568,400 円～</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病恩給</td> <td>増加恩給 公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（特別項症～第 6 項症） 1,853,000 円～ *必ず普通恩給が併給</td> </tr> <tr> <td>傷病年金 公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者（第 1 款症～第 5 款症） 961,000 円～</td> </tr> <tr> <td>特例傷病恩給 昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連して受傷罹患し、障害を有する旧軍人等（特別項症～第 5 款症） 743,000 円～</td> </tr> </table> <p>2 遺族に対する給付 (令和 5 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>普通扶助料</td> <td>普通恩給受給者の遺族 404,800 円～（寡婦加算を含む場合 557,600 円～）</td> </tr> <tr> <td>公務扶助料</td> <td>公務傷病により死亡した者の遺族 1,966,800 円～</td> </tr> <tr> <td>増加非公死扶助料</td> <td>公務以外の事由により死亡（平病死）した増加恩給受給者の遺族 1,573,500 円～</td> </tr> <tr> <td>特例扶助料</td> <td>昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 1,573,500 円～</td> </tr> <tr> <td>傷病者遺族特別年金</td> <td>平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 456,400 円～</td> </tr> </table>	普通恩給	在職年（実在職年＋加算年）が最短恩給年限以上の者 旧軍人（兵・下士官）12 年以上 旧軍人（准士官以上）13 年以上 文官等 17 年以上 568,400 円～	傷病恩給	増加恩給 公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（特別項症～第 6 項症） 1,853,000 円～ *必ず普通恩給が併給	傷病年金 公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者（第 1 款症～第 5 款症） 961,000 円～	特例傷病恩給 昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連して受傷罹患し、障害を有する旧軍人等（特別項症～第 5 款症） 743,000 円～	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族 404,800 円～（寡婦加算を含む場合 557,600 円～）	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族 1,966,800 円～	増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡（平病死）した増加恩給受給者の遺族 1,573,500 円～	特例扶助料	昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 1,573,500 円～	傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 456,400 円～																																																		
	普通恩給	在職年（実在職年＋加算年）が最短恩給年限以上の者 旧軍人（兵・下士官）12 年以上 旧軍人（准士官以上）13 年以上 文官等 17 年以上 568,400 円～																																																																	
傷病恩給	増加恩給 公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（特別項症～第 6 項症） 1,853,000 円～ *必ず普通恩給が併給																																																																		
	傷病年金 公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者（第 1 款症～第 5 款症） 961,000 円～																																																																		
	特例傷病恩給 昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連して受傷罹患し、障害を有する旧軍人等（特別項症～第 5 款症） 743,000 円～																																																																		
普通扶助料	普通恩給受給者の遺族 404,800 円～（寡婦加算を含む場合 557,600 円～）																																																																		
公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族 1,966,800 円～																																																																		
増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡（平病死）した増加恩給受給者の遺族 1,573,500 円～																																																																		
特例扶助料	昭和 16.12.8 以降、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 1,573,500 円～																																																																		
傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 456,400 円～																																																																		
参考事項	<p>【恩給受給者数の推移】（長野県） (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>普通恩給</th> <th>傷病恩給</th> <th>普通扶助料</th> <th>公務関係扶助料</th> <th>傷病遺族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>1,724</td> <td>269</td> <td>9,526</td> <td>1,094</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>1,290</td> <td>208</td> <td>8,453</td> <td>890</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>968</td> <td>173</td> <td>7,580</td> <td>760</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>709</td> <td>141</td> <td>6,746</td> <td>652</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>494</td> <td>108</td> <td>5,807</td> <td>545</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>346</td> <td>81</td> <td>4,947</td> <td>427</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>211</td> <td>64</td> <td>4,133</td> <td>341</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>146</td> <td>47</td> <td>3,410</td> <td>275</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>98</td> <td>32</td> <td>2,718</td> <td>228</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>53</td> <td>23</td> <td>2,142</td> <td>172</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	普通恩給	傷病恩給	普通扶助料	公務関係扶助料	傷病遺族	H25	1,724	269	9,526	1,094	444	H26	1,290	208	8,453	890	404	H27	968	173	7,580	760	370	H28	709	141	6,746	652	343	H29	494	108	5,807	545	301	H30	346	81	4,947	427	262	R1	211	64	4,133	341	223	R2	146	47	3,410	275	198	R3	98	32	2,718	228	165	R4	53	23	2,142	172	132
年 度	普通恩給	傷病恩給	普通扶助料	公務関係扶助料	傷病遺族																																																														
H25	1,724	269	9,526	1,094	444																																																														
H26	1,290	208	8,453	890	404																																																														
H27	968	173	7,580	760	370																																																														
H28	709	141	6,746	652	343																																																														
H29	494	108	5,807	545	301																																																														
H30	346	81	4,947	427	262																																																														
R1	211	64	4,133	341	223																																																														
R2	146	47	3,410	275	198																																																														
R3	98	32	2,718	228	165																																																														
R4	53	23	2,142	172	132																																																														

法律名	④ 生活保護法(昭和 25 年5月4日法律第 144 号)															
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 章:総則(第 1 条~6 条)・・・ 目的、定義等 ○第 2 章:保護の原則(第 7 条~10 条)・・・ 申請保護・必要即応・世帯単位の原則等 ○第 3 章:保護の種類及び範囲(第 11 条~18 条) ○第 4 章:保護の機関及び実施(第 19 条~29 条の 2) ○第 5 章:保護の方法(第 30 条~37 条の 2)・・・ 生活扶助・教育扶助等の方法 ○第 6 章:保護施設・・・ 救護施設・更生施設等 ○第 7 章:医療機関、介護機関及び助産機関・・・ 医療扶助に係る医療機関の指定等 ○第 8 章:就労自立給付金及び進学準備給付金・・・ 就労自立給付金・進学準備給付金の支給 ○第 9 章:被保護者就労支援事業 ○第 10 章:被保護者の権利及び義務・・・ 不利益変更の禁止等 ○第 11 章:不服申立て ○第 12 章:費用 ○第 13 章:雑則 ○別表 															
主な内容	<p>【目的】 (第 1 条)</p> <p>日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○最低生活の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の要件。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。(保護開始時の調査＝預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等。保護適用後にも届出を義務付け) ②支給される保護費 <p>厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">最低生活費</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">収入(年金等)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">支給される保護費</p> </div> </div> <p>○自立の助長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査 ・就労の可能性のある者への就労支援 <p>○生活扶助基準の例(令和5年度)(級地は市町村ごとに指定されている) ※10月に基準改定有</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>長野市・松本市(2級地-1)</th> <th>一部の町と村(3級地-2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯(33歳、29歳、4歳)</td> <td>137,170円</td> <td>127,670円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯(50歳)</td> <td>71,460円</td> <td>66,940円</td> </tr> <tr> <td>高齢夫婦世帯(72歳、67歳)</td> <td>112,190円</td> <td>104,790円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、10歳、4歳)</td> <td>136,000円</td> <td>126,610円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最低生活費は、上記に加え家賃、医療費等の実費相当及び各種加算等を必要に応じ算定。</p> <p>○保護の実施機関と費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県(町村部)・市(市部)が実施。 ・都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。 		長野市・松本市(2級地-1)	一部の町と村(3級地-2)	3人世帯(33歳、29歳、4歳)	137,170円	127,670円	単身世帯(50歳)	71,460円	66,940円	高齢夫婦世帯(72歳、67歳)	112,190円	104,790円	母子世帯(30歳、10歳、4歳)	136,000円	126,610円
	長野市・松本市(2級地-1)	一部の町と村(3級地-2)														
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	137,170円	127,670円														
単身世帯(50歳)	71,460円	66,940円														
高齢夫婦世帯(72歳、67歳)	112,190円	104,790円														
母子世帯(30歳、10歳、4歳)	136,000円	126,610円														

・保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担

○生活保護の手続（原則「申請保護」）



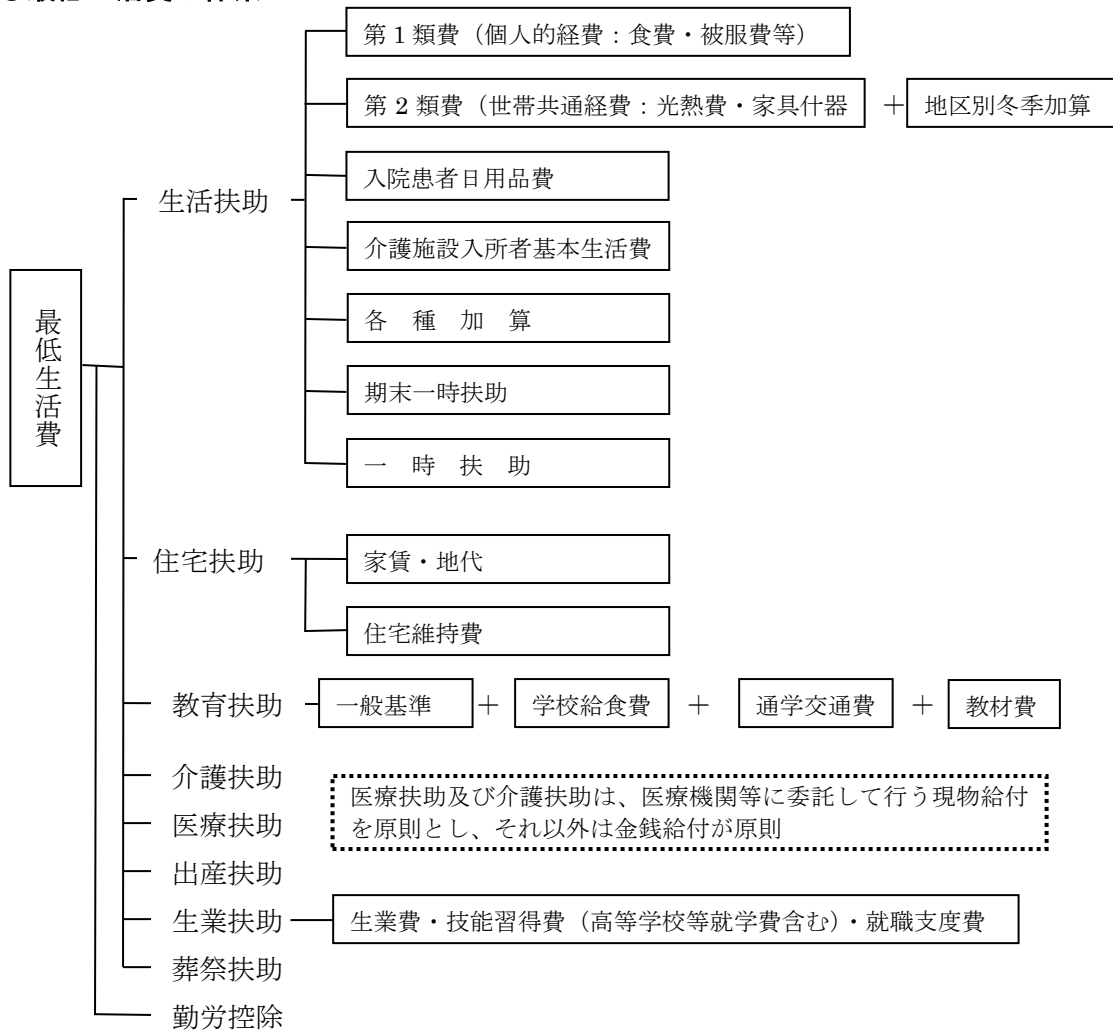
- ・生活保護制度の説明
- ・生活福祉資金、障がい者施策等各種の社会保障施策活用の可否等

- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

- ・最低生活費から収入を引いた額を支給
- ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査
- ・収入申告等の届出の義務付け
- ・就労の可能性のある者への助言・指導

○最低生活費の体系

主な内容



○最低生活費の算定例（令和5年度）

下記①から⑥までのうち、該当のあるものを合計したものが最低生活費

①生活扶助基準(第1類・第2類)

- ・食費や水道光熱費などの日常生活費全般を賄うもの。世帯構成員の年齢、世帯人数、居住地域によって金額は異なる。
- ・11月～4月は冬季加算が別途加算される。
- ・入院している者や施設に入所している者については、別途基準額が定められている。
- ・各要件に該当する者については、別途各種加算が加算される。



<p>主な内容</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>②住宅扶助基準</p> <p>実際に支払っている家賃・地代</p> <p>1級地:13,000円以内</p> <p>2級地:13,000円以内</p> <p>3級地: 8,000円以内</p> <p>*厚生労働大臣が別に定める額がある</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>③教育扶助基準</p> <p>小学生: 2,600円</p> <p>中学生: 5,100円</p> <p>*上記の他、学習支援費が別途ある (年間上限額) 小学生 16,000円 中学生 59,800円</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>④介護扶助基準</p> <p>介護サービス等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>⑤医療扶助基準</p> <p>診療等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>⑥その他</p> <p>このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。</p> </td> </tr> </table> <p>○保護適用後の調査及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査を実施 ・収入等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施 ・就労の可能性のある者への助言・指導を行う。 <p>○保護施設（第38条～）</p> <p>①救護施設、②更生施設、③医療保護施設、④授産施設、⑤宿所提供施設について、目的・基準・設置者等に関する規定</p>	<p>②住宅扶助基準</p> <p>実際に支払っている家賃・地代</p> <p>1級地:13,000円以内</p> <p>2級地:13,000円以内</p> <p>3級地: 8,000円以内</p> <p>*厚生労働大臣が別に定める額がある</p>	<p>③教育扶助基準</p> <p>小学生: 2,600円</p> <p>中学生: 5,100円</p> <p>*上記の他、学習支援費が別途ある (年間上限額) 小学生 16,000円 中学生 59,800円</p>	<p>④介護扶助基準</p> <p>介護サービス等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p>	<p>⑤医療扶助基準</p> <p>診療等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p>	<p>⑥その他</p> <p>このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。</p>
	<p>②住宅扶助基準</p> <p>実際に支払っている家賃・地代</p> <p>1級地:13,000円以内</p> <p>2級地:13,000円以内</p> <p>3級地: 8,000円以内</p> <p>*厚生労働大臣が別に定める額がある</p>	<p>③教育扶助基準</p> <p>小学生: 2,600円</p> <p>中学生: 5,100円</p> <p>*上記の他、学習支援費が別途ある (年間上限額) 小学生 16,000円 中学生 59,800円</p>	<p>④介護扶助基準</p> <p>介護サービス等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p>	<p>⑤医療扶助基準</p> <p>診療等に必要の最小限度の額(主に現物給付)</p>	<p>⑥その他</p> <p>このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。</p>	
<p>参考事項</p>	<p>○全国の保護率の動向・・・平成7年度(保護率最低)7.0%→令和5年2月 16.2%</p> <p>○長野県の保護率の動向・・・平成11年7月 2.3%→令和5年3月 5.4%</p> <p style="text-align: center;">(本県受給世帯：9,100世帯 (R5.3))</p> <p>*全国で2番目に低い保護率(R4.12現在)</p> <p>→要因：有効求人倍率が他県に比較すると高水準にあるとともに就業率が高い。 離婚率が低く母子の被保護世帯が少ない。</p> <p>*被保護世帯の約8割が高齢者世帯、傷病・障がい者世帯</p> <p>*生活保護の長期化、自立につながりにくいケースが増えてきている。</p>					

法律名	⑤ 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)
構成	<p>○第 1 章:総則(第 1 条～4 条)… 目的、定義等</p> <p>○第 2 章:都道府県等による支援の実施(第 5 条～15 条)… 生活困窮者自立相談支援事業、利用勧奨、支援会議等</p> <p>○第 3 章:生活困窮者就労訓練事業の認定(第 16 条)</p> <p>○第 4 章:雑則(第 17 条～第 26 条)… 雇用の機会の確保等</p> <p>○第 5 章:罰則(第 27 条～第 30 条)</p> <p>○附則</p>
主な内容	<p>【生活困窮者自立支援法とは】</p> <p>これまで社会保険や労働保険が「第 1 のセーフティネット」として、また、万が一のときに、最終的に「生活保護制度」が「第 3 のセーフティネット」として安心を提供してきた。</p> <p>しかし、近年の雇用や社会状況の変化から、それだけでは安心した生活を支えられなくなっており、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う「第 2 のセーフティネット」の充実を図ることになり、生活困窮者自立支援法が創設された。</p> <div data-bbox="831 584 1449 1066" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>The diagram illustrates three levels of safety nets. At the top is the '1st Safety Net' (第1のセーフティネット) consisting of 'Social Security System' (社会保険制度) and 'Labor Insurance System' (労働保険制度). Below it is the '2nd Safety Net' (第2のセーフティネット) for 'Life Poverty Support' (生活困窮者支援). At the bottom is the '3rd Safety Net' (第3のセーフティネット) for 'Life Protection System' (生活保護制度). Arrows indicate a flow from the 3rd net up to the 2nd, and from the 2nd net up to the 1st, with a curved arrow between the 1st and 2nd nets.</p> </div> <p>【生活困窮者自立支援法が目指すもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自立と尊厳の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○「自己決定」「自己選択」を基本に、その人らしい自立を支援 ○自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できるような支援 ◎個別支援を通じた地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ○「出口」としての働く場や社会参加の場をつくる ○支える、ささえられるという一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域をつくる <p>【目 的】</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活困窮者の尊厳の保持 ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援 ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備 (生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり) <p>○定義</p> <p>この法律において、「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。</p>

<p>主な内容</p>	<p>【法律の概要】</p> <p>1 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)</p> <p>○福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。</p> <p>※自治体直営の他、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能 (他の事業も同様)</p> <p>○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。</p> <p>2 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計改善支援事業等の実施</p> <p>○福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」 ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」 ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行う「家計改善支援事業」 ・生活困窮家庭の子どもへの「学習・生活支援事業」、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業 <p>3 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定</p> <p>○都道府県知事、政令市長、中核市長は事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。</p> <p>4 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務</p> <p>事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業者等の利用勧奨、その他適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>5 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置</p> <p>事業実施自治体は、関係機関等を構成員とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議(支援会議)を組織することができる。</p> <p>6 費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援事業、住居確保給付金:国費3/4 ○就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業:国費2/3 ○子どもの学習・生活支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国費1/2 <p>7 施行期日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(※記載内容には、平成30年6月8日に公布された改正法の内容を含む。)</p>
-------------	--

法律名	⑥ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年 4 月 30 日法律第 127 号）															
構成	<p>○第 1 章 総則（第 1 条～6 条）・・・ 目的、定義、援護の種類 等</p> <p>○第 2 章 援護（第 7 条～39 条）・・・ ①障害年金及び障害一時金の支給 ②遺族年金及び遺族給付金の支給 ③弔慰金の支給</p> <p>○第 3 章 不服申立て（第 40 条～42 条の 2）</p> <p>○第 4 章 雑則（第 43 条～51 条）</p>															
主な内容	<p>【目 的】（第 1 条） 軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障害者本人には障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し援護を行う。</p> <p>【主な内容】 ○支給対象者：国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍人並びにその遺族。ただし、軍人については、昭和 28 年 8 月に軍人恩給が復活し、原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人、軍属並びにその遺族となっている。</p> <table border="1" data-bbox="347 869 1449 1211"> <tr> <td data-bbox="347 869 475 987">軍 人</td> <td data-bbox="475 869 1449 987"> ①もとの陸海軍の現役、予備役、補充兵役、国民兵役にあった者（軍人） ②もとの陸軍の見習士官、士官候補生、もとの海軍候補生見習尉官（準軍人） ③もとの陸海軍部内の警部、監獄看守長、高等文官、従軍文官等（文官） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 987 475 1043">軍 属</td> <td data-bbox="475 987 1449 1043">①戦地勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ②船舶運営会船員 ③満鉄職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1043 475 1211">準軍属</td> <td data-bbox="475 1043 1449 1211"> ①国家総動員法関係者（被徴用者、動員学徒、女子挺身隊員） ②戦闘参加者 ③国民義勇隊員 ④満州開拓青年義勇隊員（満州青年移民）、義勇隊開拓団員 ⑤特別未帰還者 ⑥内地等勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ⑦防空従事者 </td> </tr> </table> <p>○給付内容・額（令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="335 1283 1461 1624"> <tr> <td data-bbox="335 1283 395 1429">本人給付</td> <td data-bbox="395 1283 507 1429">障害年金</td> <td data-bbox="507 1283 1461 1429"> 公務傷病により障害がある者（特別項症～第 5 款症） 公務傷病 961,000 円～ 勤務関連傷病 743,000 円～ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1429 395 1559">遺族給付</td> <td data-bbox="395 1429 507 1559">遺族年金</td> <td data-bbox="507 1429 1461 1559"> 障害年金に該当する軍人軍属が死亡した場合の遺族 公務死亡 1,966,800 円～ 勤務関連死亡 1,573,500 円 平病死亡 456,400 円～ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1559 395 1624">遺族給与金</td> <td data-bbox="395 1559 507 1624">遺族給与金</td> <td data-bbox="507 1559 1461 1624"> 障害年金に該当する準軍属が死亡した場合の遺族 *金額については遺族年金と同額 </td> </tr> </table> <p>* 公務傷病とは、戦闘による受傷や事変地・戦地におけるり病などで、勤務関連傷病（勤関）は、主に本邦等における疾病等。これらの傷病による死亡を公務死亡又は勤務関連死亡という。 * 平病死亡とは、障害者年金受給者が障害年金の支給事由以外の傷病により死亡した場合をいう。 * 遺族には、障害年金受給者が受給していた障害年金の種類（公務・勤務関連の別、障害の程度）に応じて年金が支給される。</p>	軍 人	①もとの陸海軍の現役、予備役、補充兵役、国民兵役にあった者（軍人） ②もとの陸軍の見習士官、士官候補生、もとの海軍候補生見習尉官（準軍人） ③もとの陸海軍部内の警部、監獄看守長、高等文官、従軍文官等（文官）	軍 属	①戦地勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ②船舶運営会船員 ③満鉄職員等	準軍属	①国家総動員法関係者（被徴用者、動員学徒、女子挺身隊員） ②戦闘参加者 ③国民義勇隊員 ④満州開拓青年義勇隊員（満州青年移民）、義勇隊開拓団員 ⑤特別未帰還者 ⑥内地等勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ⑦防空従事者	本人給付	障害年金	公務傷病により障害がある者（特別項症～第 5 款症） 公務傷病 961,000 円～ 勤務関連傷病 743,000 円～	遺族給付	遺族年金	障害年金に該当する軍人軍属が死亡した場合の遺族 公務死亡 1,966,800 円～ 勤務関連死亡 1,573,500 円 平病死亡 456,400 円～	遺族給与金	遺族給与金	障害年金に該当する準軍属が死亡した場合の遺族 *金額については遺族年金と同額
軍 人	①もとの陸海軍の現役、予備役、補充兵役、国民兵役にあった者（軍人） ②もとの陸軍の見習士官、士官候補生、もとの海軍候補生見習尉官（準軍人） ③もとの陸海軍部内の警部、監獄看守長、高等文官、従軍文官等（文官）															
軍 属	①戦地勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ②船舶運営会船員 ③満鉄職員等															
準軍属	①国家総動員法関係者（被徴用者、動員学徒、女子挺身隊員） ②戦闘参加者 ③国民義勇隊員 ④満州開拓青年義勇隊員（満州青年移民）、義勇隊開拓団員 ⑤特別未帰還者 ⑥内地等勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等 ⑦防空従事者															
本人給付	障害年金	公務傷病により障害がある者（特別項症～第 5 款症） 公務傷病 961,000 円～ 勤務関連傷病 743,000 円～														
遺族給付	遺族年金	障害年金に該当する軍人軍属が死亡した場合の遺族 公務死亡 1,966,800 円～ 勤務関連死亡 1,573,500 円 平病死亡 456,400 円～														
遺族給与金	遺族給与金	障害年金に該当する準軍属が死亡した場合の遺族 *金額については遺族年金と同額														

【その他参考事項】

○ **戦傷病者特別援護法**（昭和 38 年 8 月 3 日法律第 168 号）

戦傷病者特別援護法は、軍人軍属等であった者が公務上（勤務に関連する場合を含む。）傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に、戦傷病者手帳を交付して、療養の給付、補装具の支給、戦傷病者相談員による相談・指導等の援護を行うことを目的とし制定された。（戦傷病者の手帳交付者数は、全国で 6,871 人（H30. 3. 31））

◇同法による援護の内容

	項目	援護の内容
1	療養の給付 (療養費の支給)	公務上の傷病つき療養を必要とするとき、その費用の給付を行う (指定医療機関における治療等)
2	療養手当の支給	1年以上の長期入院者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 月額 30,700 円
3	葬祭費の支給	療養の給付を受けている者が、当該療養の給付を受けている間に当該傷病により死亡した場合にその遺族で葬祭を行う者に支給 212,000 円
4	補装具の支給及び修理	一定程度以上の障害を有する戦傷病者に義手、義足等を支給・修理
5	JR 無賃乗車船の取扱い	障害の程度により、一定回数、JR 乗車船を無賃扱い
6	戦傷病者相談員の設置	戦傷病者の更生や職業、その他生活上の問題に応じ助言指導 (長野県内 1 人)

主な内容

1 先の大戦等における従軍者等に係る主な施策

(先の大戦：盧溝橋事件(S12. 7. 7)を契機とした日中戦争～終戦(S20. 8. 15)までの間)

対象者	主な法律 (内容)
①旧軍人軍属等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩給法（普通恩給、傷病恩給 等） ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（障害年金、障害一時金） ・ 戦傷病者特別援護法（戦傷病者手帳を交付して各種支援）
②旧軍人軍属等の遺族等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩給法（普通扶助料、公務扶助料 等） ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（遺族年金、遺族給与金） ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金（特別給付金 等） ・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等（特別給付金 等） ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金 等）
③恩給欠格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恩給法（一時恩給、一時金） ・ 平和祈念事業特別基金等に関する法律（書状、銀杯、慰労金の支給）
④引揚者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和祈念事業特別基金等に関する法律（書状の支給）
⑤戦後強制抑留者(シベリア抑留者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和祈念事業特別基金等に関する法律（書状、銀杯の支給）

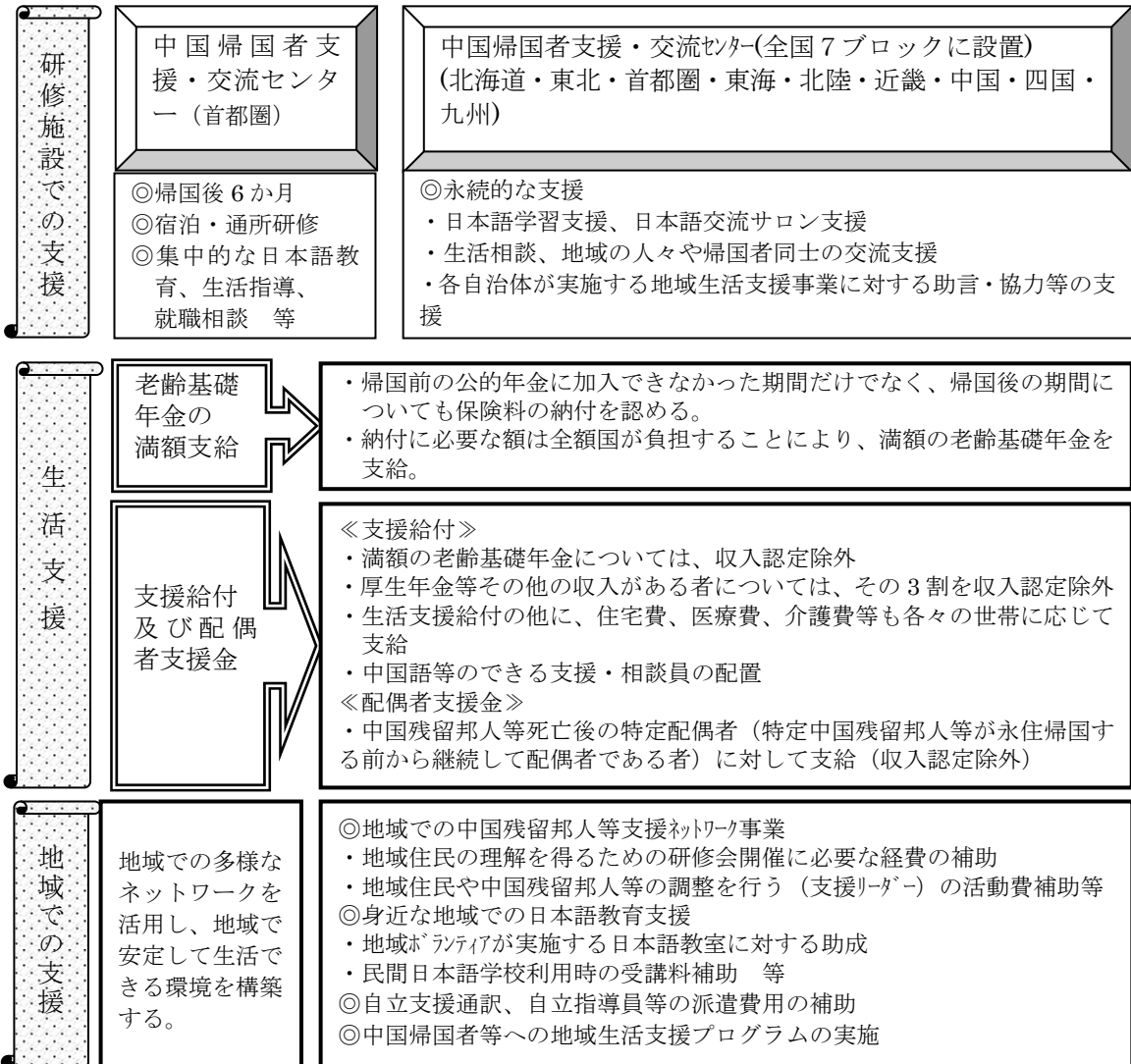
参考事項

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等受給者数（R 5. 4. 1 現在）

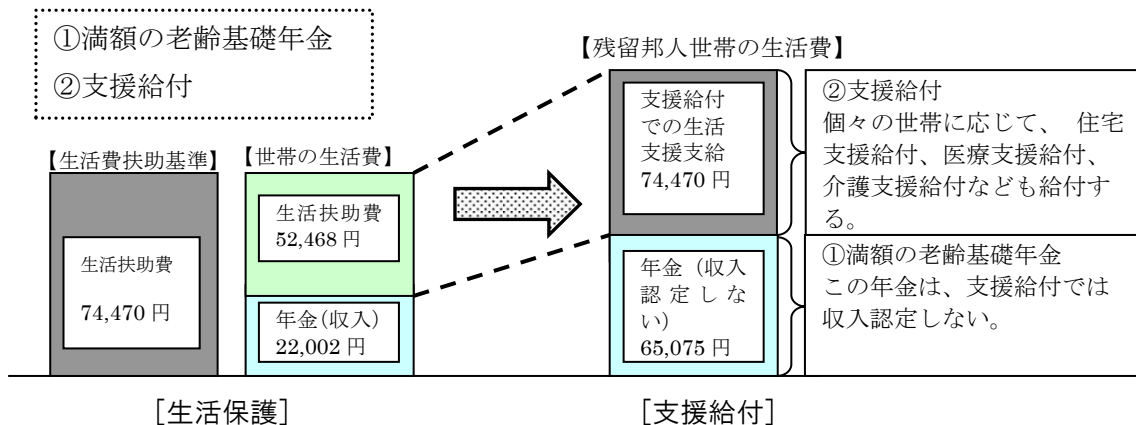
- ・ 本人給付(障害年金)・・・長野県 0 人
 - ・ 遺族給付(遺族年金)・・・長野県 17 人
 - ・ 遺族給付(遺族給与金)・・・長野県 9 人
- (全国 計 2,158)

法律名	⑦ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年 4 月 6 日法律第 30 号）
主な内容	<p>1 目的（第1条） 今次の大戦に起因する混乱等により生じた、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、①円滑な帰国促進及び、②帰国後の自立の支援を行うこと ＊今次の大戦：盧溝橋事件(S12.7.7)を契機とした日中戦争～終戦(S20.8.15)</p> <p>2 対象者(第2条) (1)中国残留邦人等 ① 中国の地域において昭和 20 年9月2日以前から引き続き居住しており、日本国民として本邦に本籍を有していた者 ② ①の者を両親として同月 3 日以降中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者 ③ ①又は②と同様の事情にあるものとして省令で定める者 ④ 中国以外の地域(樺太等)において①～③の事情にある者 (2)特定中国残留邦人等(第 13 条第2項) 中国残留邦人等のうち、昭和 36 年4月以降に初めて永住帰国した者 (3)特定配偶者 特定中国残留邦人が永住帰国する前から継続して配偶者である者</p> <p>3 主な支援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 永住帰国旅費の支給等(第 6 条) ・ 自立支援支度金の支給(第 7 条) 帰国後の生活基盤の確立に資するために必要な資金の支給 ・ 生活相談等(第 8 条) 中国帰国者支援・交流センターでの支援等 ・ 住宅の供給の促進(第 9 条) 公営住宅への優先入居の措置等 ・ 雇用機会の確保(第 10 条) 就職のあっせん等 ・ 教育の機会の確保(第 11 条) 中国帰国者等の子女の学校への受入等 ・ 就籍等の手続きに係る便宜供与(第 12 条) 説明会の開催、身元確認関係資料の提供 ・ 国民年金の特例等(第 13 条)・・・H20 年度から 満額の老齢基礎年金の支給等 本人が納付済みの年金保険料相当額を、本人の手元に残る額として支給 ・ 支援給付の実施(第 14 条)・・・H20 年度から 老齢基礎年金を補完する支援給付(その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に行う。) ・ 配偶者支援金の支給(第 15 条)・・・H26 年度から 中国残留邦人等の死亡後に残された特定配偶者に対し、支援給付に加え、配偶者支援金を支給

○中国残留邦人に対する支援策



○ 支援給付基準の例(1級地-1)



○満蒙開拓団について

昭和恐慌による農村経済の疲弊等を背景に、国の農業移民施策として昭和 7 年から満州国(現中国東北部)への開拓団の送出行われ、長野県は全国最多の開拓団を送出した。

< 県内の開拓団の状況 >

ア 送出者 約 3 万 3 千人 (全国 約 27 万人)

イ 帰国者 約 1 万 7 千人 (全国 約 18 万人)

ウ 未帰還者 約 1 万 6 千人 (全国 約 9 万人)

(「長野県満州開拓史 総編」による)

○中国帰国者に対する主な施策(長野県)・・・詳細は、事業編を参照

1 中国帰国者支援給付金支給事業

①支援給付の支給

②配偶者支援金の支給

2 中国帰国者地域生活支援事業(①～④は県日中友好協会へ委託)

①市町村担当者研修会

②日本語教育支援事業

③スクーリング事業

④中国帰国者支援交流会の開催

⑤中国帰国者支援相談員の配置

⑥通訳等派遣(国)

自立支援通訳、自立指導員の派遣、地域生活支援事業給付金

3 中国帰国者援護事業

・身元未判明孤児肉親捜し調査

・身元引受人の斡旋

・永住帰国者に対する援護

② 帰国旅費の支給(国)・・・帰国者本人、同伴する配偶者等要件あり

②自立支度金の支給(国)・・・大人1人 164,800 円、子ども1人 82,400 円

③中国帰国者支援・交流センターでの支援(国) ※定着促進センターは H27 年度末で廃止

④知事慰労金の支給(県)・・・1人世帯:2万円、2～3人世帯:3万円、4人～世帯:5万円

⑤海外引揚者等援護事業補助金(県)・・・市町村実施事業(定着・就労・住宅関連)への補助

・一時帰国者に対する援護

①帰国時旅費の支給(国)・・・帰国者本人、同伴する 18 歳未満の子、介護者(年 1 回)

②滞在費の支給(国)・・・1人 142,900 円(18 歳未満は半額)

③知事慰労金の支給(県)・・・1世帯 20,000 円(2 回目まで)

法律名	⑧ 老人福祉法(昭和 38 年 7 月 1 日 法律第 133 号)
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 章 総則(目的、事業・施設の定義、措置・連絡調整の実施者等) ○第 2 章 福祉の措置(市町村による支援体制の整備・措置、老人福祉の増進のための事業等) ○第 3 章 事業及び施設(事業の開始、施設の設置・基準・検査等) ○第 3 章-2 老人福祉計画(市町村・都道府県老人福祉計画) ○第 4 章 費用(費用の支弁、都道府県の補助等) ○第 4 章-2 有料老人ホーム(届出、有料老人ホーム協会等) ○第 5 章 雑則 ○第 6 章 罰則
主な内容	<p>【目的】(第1条) 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○関係機関の業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村：必要な実情の把握、情報提供・相談・調査・指導等 * 市及び福祉事務所を設置する町村の福祉事務所に社会福祉主事を置かなければならない。 (福祉事務所の所員に対する技術的指導・専門的技術を必要とする業務を行う) ②都道府県：市町村相互間の連絡調整・市町村に対する情報提供等、広域的な見地からの実情把握 * 都道府県の福祉事務所に社会福祉主事を置くことができる。(主として市町村相互間の連絡調整・市町村に対する情報提供等を行う者) ③保健所：老人福祉施設等への栄養改善他衛生に関する事項についての必要な協力 ④民生委員：市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務執行への協力 <p>○福祉の措置 (第 10 条の 3～)</p> <p>市町村は、次の措置及び地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p> <p>また、地方公共団体は、老人健康保持事業(教養講座、レクリエーション等)の実施に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅における介護等 (第10条の 4: 必要に応じて、この措置を採ることができる。) ②養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの入所(委託)、養護受託者(老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認める者)への委託等 (第 11 条第 1 項: 必要に応じて採らなければならない) ③②の者が死亡した場合において、その葬祭を行う者がいないときは、その葬祭を行う。(又は委託する) (第 11 条第 2 項: この措置を採ることができる) <p>○事業及び施設(老人居宅生活支援事業、老人福祉施設についての各種規定) (第 14 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①老人居宅生活支援事業(○老人居宅介護等事業、○老人デイサービス事業、○老人短期入所施設、○小規模多機能型居宅介護事業、○認知症対応型老人共同生活援助事業) ②老人福祉施設(○老人デイサービスセンター、○老人短期入所施設、○養護老人ホーム、○特別養護老人ホーム、○軽費老人ホーム、○老人福祉センター、○老人介護支援センター) <p>1 老人居宅生活支援事業の開始</p> <p>国・都道府県以外の者は、都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援を行うことができる。</p>

主要内容

2 施設の設置（第 15 条）

設置主体	設置できる施設	要件
都道府県	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター)	—
市町村、地方独立行政法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	あらかじめ都道府県知事への届出
社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	都道府県知事の認可（注 1）
国・都道府県以外の者	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	あらかじめ都道府県知事への届出
	軽費老人ホーム、老人福祉センター	社会福祉法の定めによる

（注 1）都道府県老人福祉計画（法第 20 条の 9）の入所定員総数を超える計画の場合等においては、認可しないことができる。

3 施設の基準等（法第 17 条、18 条）

- ・都道府県は、養護老人ホーム・特養の設備及び運営について、条例で基準を定める。
 - ・都道府県知事は上記基準を維持するため、報告の徴収・職員の立入検査等行える。
 - ・都道府県知事は、老人の福祉のため必要と認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの設置者に対して、報告の徴収・職員の立入検査等行える。
- *このほか、都道府県知事は、状況により改善命令、事業の停止・廃止・認可の取消等行える。

4 「老人福祉施設」の事業目的を規定（法第 20 条の 2 の 2 から法第 20 条の 7 の 2）

（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）

○老人福祉計画（第 20 条の 8～）

1 市町村老人福祉計画

市町村は、地方自治法で規定する基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定める。

<掲げる事項>

- ・当該市町村の区域内において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- ・上記老人福祉事業の量の確保のための方策
- ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

<参酌標準>

厚生労働大臣は、福祉事業量の目標を定めるに当たって参酌すべき標準を定める。

2 都道府県老人福祉計画

都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。

<掲げる事項>

- ・介護保険法の規定により都道府県が定める区域ごとの養護老人ホーム及び特養の必要入所定員総数及びその他老人福祉事業の量の目標
（介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護老人福祉施設の必要入所定員総数を勘案する）
- ・老人福祉施設の整備及び施設相互間連携のために講ずる措置に関する事項
- ・老人福祉事業に従事する者の確保・資質の向上のために講ずる措置に関する事項

<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項 <その他> ・都道府県老人福祉計画は、都道府県介護保険事業支援計画(介護保険法に基づく)と一体のものとして作成しなければならない。 <p>○ 費用 (第 21 条～)</p> <p>福祉の措置に要する費用について、その支弁義務者を定めるとともに、国、都道府県、市町村等の負担及び補助の割合について規定している。(措置を受ける本人又はその扶養義務者から負担能力に応じて措置に要する費用の全部又は一部を徴収できる)</p> <p>○ 有料老人ホーム (第 29 条～)</p> <p><届出等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームを設置しようとする者は予め、都道府県知事に届出をしなければならない。 * 有料老人ホーム:老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業を行う住居その他省令で定める施設でないものをいう。
<p>参考事項</p>	<p>○本県の老人福祉計画(高齢者プラン)の概要</p> <p><計画の性格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法、介護保険法に基づく都道府県計画 ・長野県総合5か年計画の高齢者福祉分野の個別計画 <p><計画の期間(3年を1期)></p> <p>現計画期間 : 2021 年度～2023 年度</p> <p><基本目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州

⑨ 介護保険法

I 制定年月日等

◇制定 平成 9 年 12 月 17 日(法律第 123 号)

◇施行 平成 12 年 4 月 1 日

II 高齢者福祉(法と施策)の変遷

昭和 38 年(1963 年)	「老人福祉法」の制定(それまでの低所得者を保護する救貧施策の枠を超えて、加齢に伴う一般的な介護ニーズを制度の対象として位置づける。生活保護法に基づく養老施設が養護老人ホームとして引継がれた他、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームが加わった。)
昭和 46 年(1971 年)	「社会福祉施設緊急整備5か年計画」が策定(寝たきり高齢者数の増加等に対応)
昭和 61 年(1986 年)	「介護保健施設」が創設(医療と福祉が連携した総合的なサービス提供ニーズの高まりに対応)
平成元年(1989 年)	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の策定(在宅福祉対策が重点)
平成 2 年(1990 年)	「老人福祉法など福祉八法の改正」(在宅福祉サービスが法律上位置づけられる。)
平成 6 年(1994 年)	「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略(新ゴールドプラン)」の策定
平成 12 年(2000 年)	「介護保険法施行」 * 背景:①高齢化の進行(寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが急速に増加)、②家族の介護負担の増大(核家族化の進行、介護する家族の高齢化、子どもの数の減少などにより、介護の問題が家族にとって、身体的にも精神的にも大きな負担となる。)
平成 17 年(2005 年)	「改正介護保険法」が 6 月 22 日に成立。H18.4 施行(施設給付=H17.10 施行)
平成 20 年(2008 年)	「改正介護保険法」が 5 月 28 日に成立。H21.5 施行
平成 23 年(2011 年)	「改正介護保険法」が 6 月 15 日に成立。H24.4 施行
平成 26 年(2014 年)	「改正介護保険法」が 6 月 18 日に成立。H27.4 施行
平成 29 年(2017 年)	「改正介護保険法」が 5 月 26 日に成立。H30.4(一部 H29.8、H30.8)施行
令和2年(2020 年)	「改正介護保険法」が 6 月 5 日に成立。R3.4 施行

III 法の概要等

1 介護保険法の目的(法第 1 条)

介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 介護保険制度の主な特徴

(1) 利用者がサービスの種類や事業者を選んで利用

従来、高齢者に対する介護サービスは、老人福祉法に基づき行政側がサービスの内容と量を定める、いわゆる「措置」により提供されていたが、予算の制約もありサービスの飛躍的拡大は困難であった。

介護保険制度は、国民みんなが高齢者の介護を支え合うというものであり、介護サービスを受ける高齢者の数も利用されるサービスの量も大幅に増加することへ対応するものとして導入された。

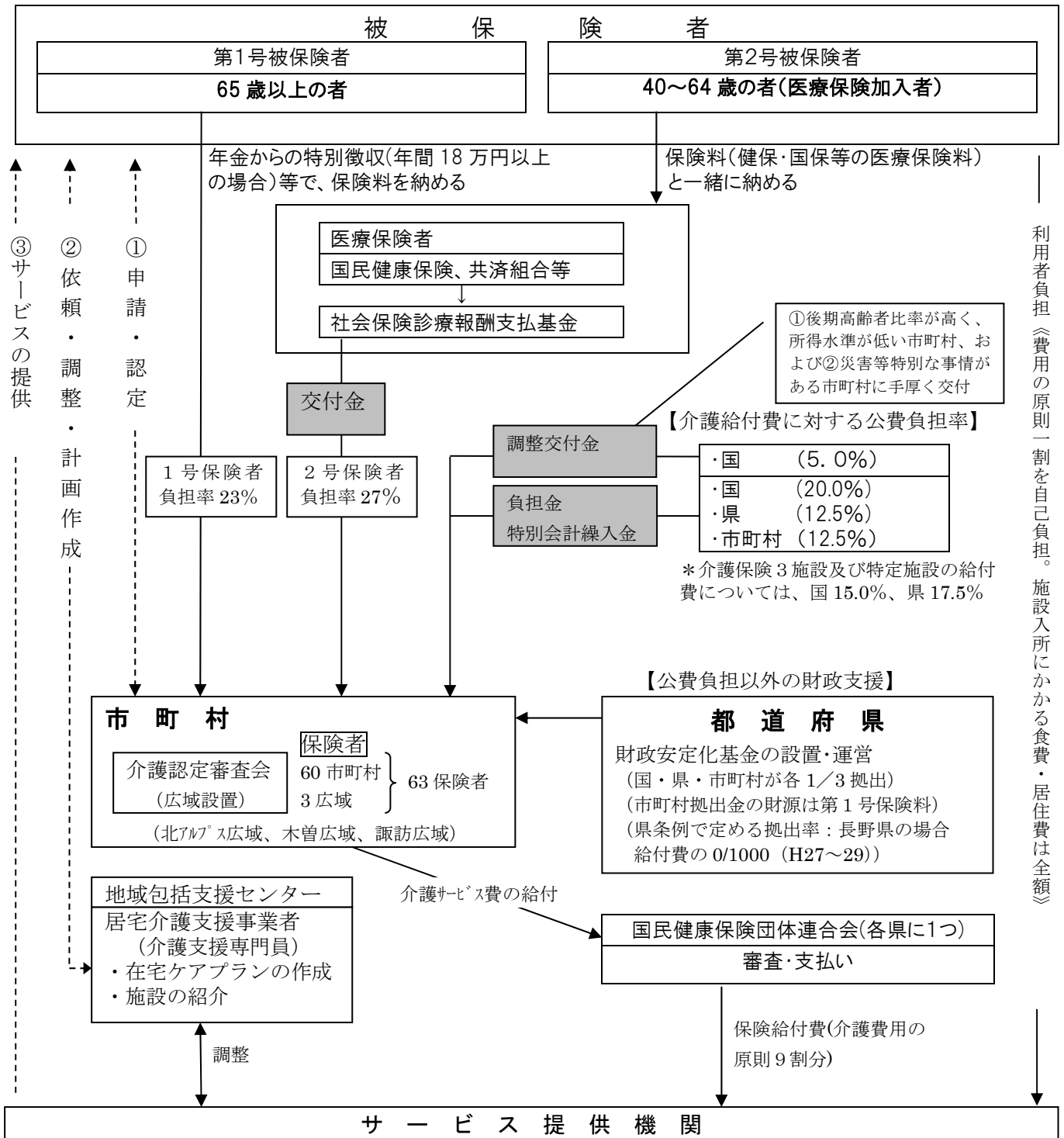
(2) 医療・福祉サービスを総合的に利用

従来は、医療と福祉は別々に申込が必要であったが、総合的に利用できる体系となった。

(3) 多様な事業主体によるサービスの提供

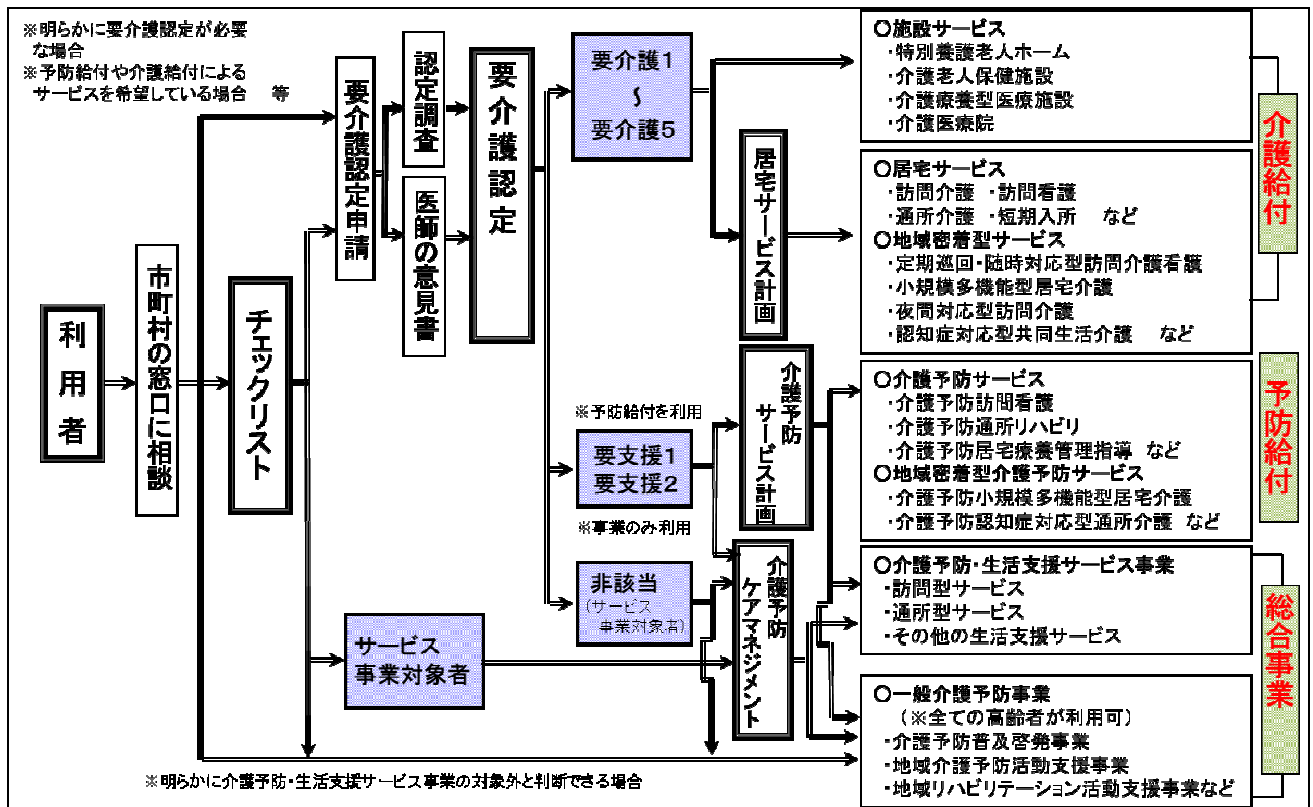
従来は市町村や公的な団体(社会福祉法人等)中心のサービス提供であったが、民間企業・NPO 法人など多様な事業者が制度を担う体制となった。

介護保険制度の概要



(注).....はサービスの流れ ————— は、財源の流れ

介護サービス利用の仕組み



介護サービスの内容等

区 分	要介護1～5	要支援1、2
認定等	要介護認定（認定の有効期限は、6か月から48か月まで）	要介護認定（認定の有効期限は、6か月から48か月まで）
一般的な相談窓口	地域包括支援センター 居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)	地域包括支援センター
利用サービス	介護保険(介護サービス) <利用限度額> ・要介護1 (166,920円)～ 要介護5 (360,650円)	介護保険(介護予防サービス) <利用限度額> ・要支援1 (50,030円) 要支援2 (104,730円)
サービスの内容 (主なもの)	<p>【全国どこでも利用可能】</p> <p>○居宅サービス</p> <p>◇訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導(医師等による指導) <p>◇通所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア) <p>◇ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護(短期入所施設等) ・短期入所療養介護(老健等) <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修費の支給 ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホームやケアハウス等での介護) <p>○施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則として要介護3以上) ・介護老人保健施設(老人保健施設) ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 <p>【地域住民だけが利用可能】(地域密着型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護(デイサービス) ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・複合型サービス 	<p>【全国どこでも利用可能】</p> <p>○居宅サービス</p> <p>◇訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 <p>◇通所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション <p>◇ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修費の支給 ・介護予防特定施設入居者生活介護 <p>○施設サービス</p> <p>「利用できない」</p> <p>【地域住民だけが利用可能】(地域密着型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス) ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>(総合事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス

介護サービス利用料及び介護報酬について

1 介護サービス利用料

介護保険サービスを利用したときは、かかった費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)を自己負担する。ほかに、施設に入所したり宿泊した場合は、居住費(ホテルコスト)と食費を、通所サービスで食事をした場合は食費を負担する(在宅サービスの利用者と施設入居者等との負担の公平性確保のため。居住費と食費の自己負担額は、利用者と施設との契約で決まるが、所得の低い人には、「負担限度額」を設け、施設には基準費用額(平均的な費用)を設定、両者の差額を介護保険で補足給付する)。

・居宅サービスの費用の支給限度基準額(実際はこれに、地域加算等される。上限を超えた場合は自己負担)

要介護5(360,650円、利用者負担36,065円)～要支援1(50,030円、利用者負担5,003円)

・施設サービスの費用の目安

＊施設サービスの自己負担額＝施設サービス費の1割～3割＋居住費＋食費＋日常生活費

＊自己負担が高額になった場合、超えた額が市町村より払い戻される。

(自己負担上限額の例：生活保護世帯15,000円～課税世帯44,400円)

2 介護報酬

(1) 介護報酬とは、事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のこと。

(2) 介護報酬は、介護サービスの種類ごとに、サービス内容又は要介護度、事業所・施設の所在地等に応じた平均的な費用を勘案して決定することとされている。

(3) 介護報酬の基準額は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることとされている。(通常は3年に一度見直しが行われる)

【介護報酬の基本的なしくみ】

① 介護報酬＝サービスの種類ごとの合計単位×1単位の単価

・介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準(居宅サービス、居宅介護支援、介護予防支援、施設サービスの区分毎)により算定。

・サービスの種類ごとに、介護給付費単位表に基づき、提供サービス毎の単位数を合計し、1単位の単価(円)を掛ける。

・この金額に、原則90%の給付率を乗じた額(1円未満切捨て)が保険請求額。

・単位数は原則として、基本算定項目(要介護度やサービス提供時間に応じ、人員配置や設備環境を反映して定められた部分)と加算項目(実施状況等に応じて算出する部分)

・1単位当たり単価は、10円を基本として地域・サービス種類毎に人件費の地域差分を上乗したもの(10～11.05円)

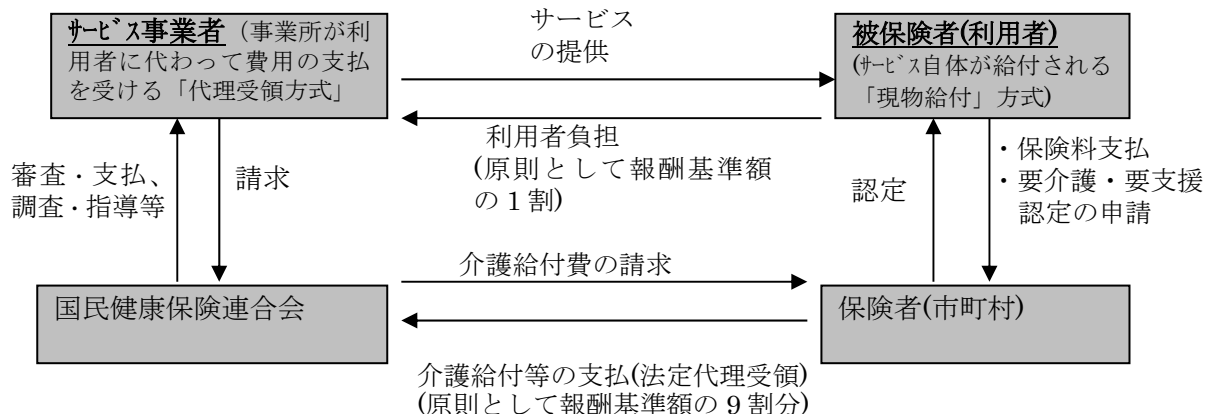
② 介護給付費の支払事務は、国民健康保険連合会(国保連)が行う。(都道府県ごと設置)

・事業所、市町村双方間の介護費用の請求支払事務を簡素化・効率化するため、市町村からの委託を受け実施。

・サービス提供者は、介護保険指定事業所等であることが国保連による支払要件(居宅サービス及び予防サービスの場合は、代理受領を行う旨を市町村に届出た基準該当サービス事業所も含む)

・介護報酬の請求は、国保連に行う。国保連に請求する介護報酬は、提供したサービス費用の保険給付対象で、代理受領(本来利用者が請求すべきものを事業者が代わって行う。現物支給)となっている部分。(支給限度額を超える部分の在宅サービスは請求対象とならない。)

・事業所は、サービス提供月の翌月10日までに国保連に電子請求。翌々月末に支払われる。



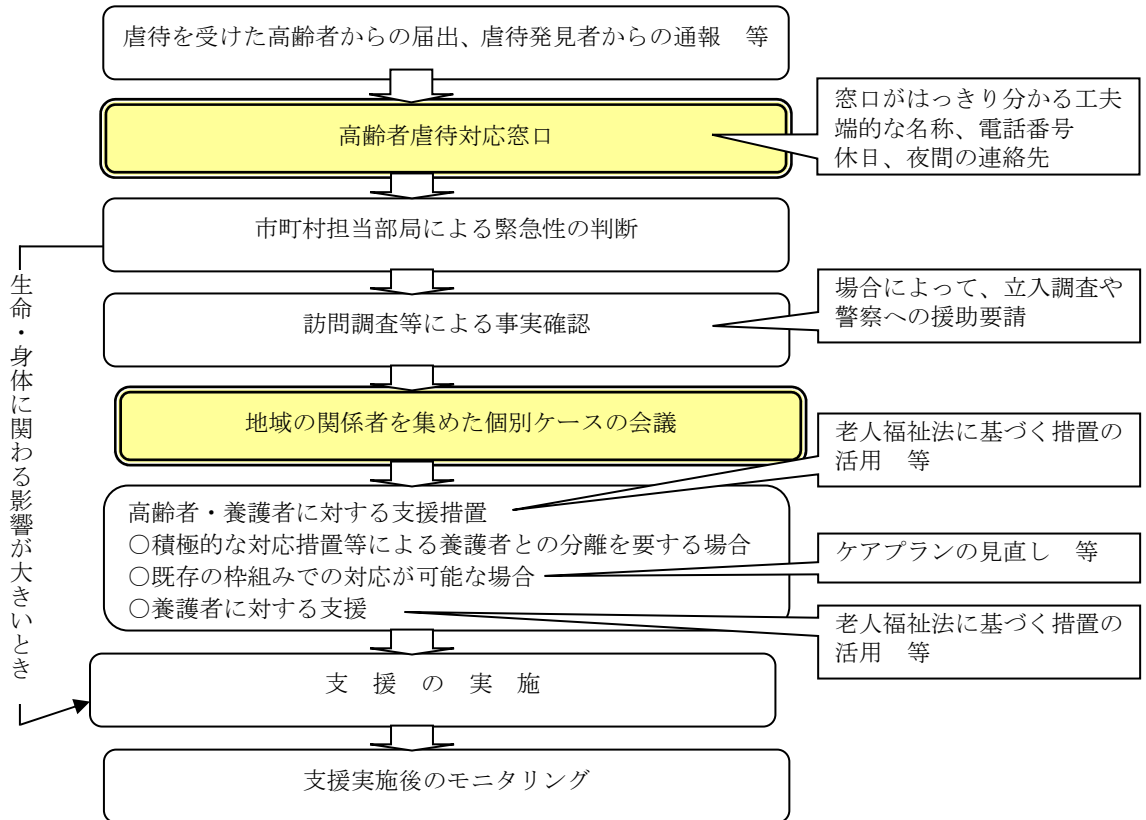
法律名	<p>⑩ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年11月9日 法律第124号)</p>
構成	<p>○第1章 総則(第1条～5条) ○第2章 養護者による高齢者虐待防止、養護者に対する支援等(第6条～19条) ○第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第20条～25条) ○第4章 雑則 ○第5章 罰則</p>
主な内容	<p>【目的】(第1条) 高齢者の虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○定義(第2条)</p> <p>1 高齢者の定義 : この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>2 高齢者虐待の定義 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。</p> <p>①身体的虐待(暴行) ②養護を著しく怠ること(ネグレクト) ③心理的虐待(著しい心理的外傷を与える言動) ④性的虐待 ⑤経済的虐待(財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること)</p> <p>○養護者による高齢者虐待への対応 (第6条～)</p> <p>1 市町村への通報等 高齢者虐待を発見した者は、</p> <p>①高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に通報しなければならない。 ②上記①以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。 (虐待を受けた本人が市町村に届け出ること可能)</p> <p>2 市町村の対応</p> <p>①高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行う。 ②通報があった場合の事実確認のための措置を講ずる。 ③高齢者の保護のため、生命・身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に施設へ入所させる等、適切に老人福祉法による保護を行う。 ④③の措置を採るために必要な居室を確保するために必要な措置を講ずる。 ⑤高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合は、立入調査をすることができる。立入調査を行うに当たって、所管の警察署長に援助を求めることができる。</p> <p>3 養護者に対する支援</p> <p>①市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。 ②市町村は、①の措置として、養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。</p>

4 連携協力体制の整備等

- ①市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等の適切な実施のため、地域包括支援センター等との連携協力体制を整備しなければならない。
- ②市町村は、☆相談・指導・助言、☆通報の受理、☆事実の確認のための措置、☆養護者に対する支援の事務を地域包括支援センター等に委託することができる。

養護者による高齢者虐待への具体的な対応(市町村における事務の流れ)

主な内容



○養介護施設従事者による高齢者虐待への対応

1 市町村への通報等

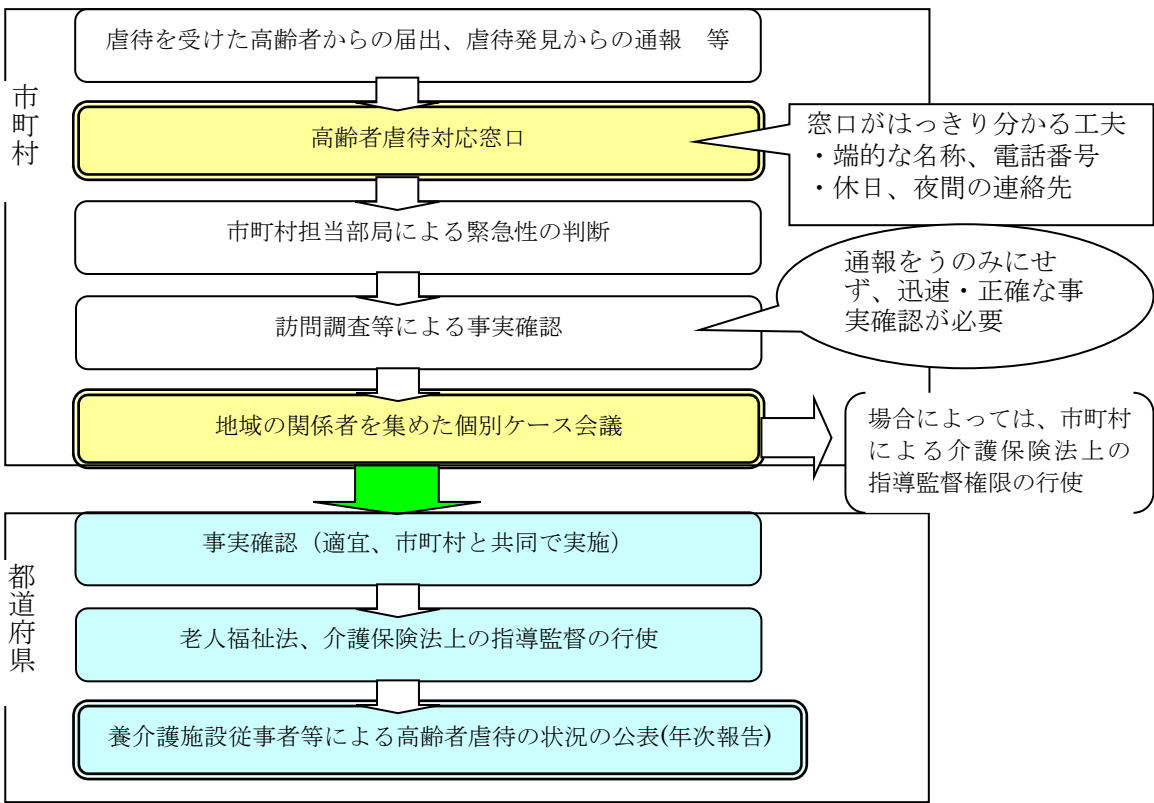
- ①養介護施設従事者は、業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならない。
- ② ①以外の場合は、
 - (ア)高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
 - (イ)上記(ア)以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。
 - * 虐待を受けた本人が市町村に届け出ることも可能。
 - * 虚偽・過失による通報は保護されない。

2 都道府県への報告

市町村は、上記(1)による通報を受けた場合は、省令で定める事項を都道府県に報告する。(省令に定める事項：施設等の名称等、虐待を受けた高齢者の性別・年齢・心身の状況等、虐待の内容・原因等、虐待を行った者の氏名等、市町村の対応状況、施設等における改善状況 等)

3 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、上記の通報、報告を受けた場合は、適切に老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使するものとする。

<p>主な内容</p>	<p>☆介護保険法等による監督権限の行使 報告徴収、立入検査、勧告・公表、措置命令・公示、指定取消 等</p> <p>4 都道府県知事による公表 都道府県知事は、毎年度、施設・事業者による高齢者虐待の状況等について、省令で定める事項を公表する。</p> <p>☆省令等で定める事項</p> <p>①虐待の状況(非虐待者の状況(性別・年齢階級、心身の状態等)、虐待の類型) ②虐待に対してとった措置 ③虐待を行った施設等のサービス種別 ④虐待を行った従事者等の職種</p> <p>養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応(市町村・都道府県における事務の流れ)</p>  <pre> graph TD A[虐待を受けた高齢者からの届出、虐待発見からの通報 等] --> B[高齢者虐待対応窓口] B --> C[市町村担当部局による緊急性の判断] C --> D[訪問調査等による事実確認] D --> E[地域の関係者を集めた個別ケース会議] E --> F[事実確認 (適宜、市町村と共同で実施)] F --> G[老人福祉法、介護保険法上の指導監督の行使] G --> H[養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表(年次報告)] B --- B1[窓口がはっきり分かる工夫 ・端的な名称、電話番号 ・休日、夜間の連絡先] D --- D1[通報をうのみにせず、迅速・正確な事実確認が必要] E --- E1[場合によっては、市町村による介護保険法上の指導監督権限の行使] </pre>
<p>参考事項</p>	<p>○本県各市町村での養護者による高齢者虐待受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度:相談 514 件(うち虐待と判断:317 件) ・H25年度:相談 536 件(うち虐待と判断:336 件) ・H26年度:相談 565 件(うち虐待と判断:351 件) ・H27年度:相談 565 件(うち虐待と判断:333 件) ・H28年度:相談 533 件(うち虐待と判断:306 件) ・H29年度:相談 561 件(うち虐待と判断:294 件) ・H30年度:相談 637 件(うち虐待と判断:334 件) ・R1 年度 :相談 712 件(うち虐待と判断:353 件) ・R2 年度 :相談 645 件(うち虐待と判断:321 件) ・R3年度 :相談 581 件(うち虐待と判断:310 件) <p>○県の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民向けに啓発講座を開催 ・市町村や地域包括支援センター職員対象の研修会開催

	<p>・施設従事者への周知 等</p>
--	---------------------

法律名	⑪ 身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日 法律第 283 号)												
構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 271 659 322"></th> <th data-bbox="659 271 1460 322">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 322 659 396">第 1 章 総則 (1 条～12 条の 3)</td> <td data-bbox="659 322 1460 396">法の目的、国・地方公共団体等の責務、身体障害者等の定義、援護の実施機関等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 396 659 468">第 2 章 更生援護 (13 条～25 条の 2)</td> <td data-bbox="659 396 1460 468">身体障害者手帳、盲導犬等の貸与、社会参加の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 468 659 607">第 3 章 事業及び施設 (26 条～34 条)</td> <td data-bbox="659 468 1460 607"> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 ・身体障害者社会参加支援施設 ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 607 659 678">第 4 章 費用 (35 条～38 条の 2)</td> <td data-bbox="659 607 1460 678">市町村、都道府県、国の支弁する費用及び費用の徴収</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 678 659 770">第 5 章 雑則、附表、別表 (39 条～50 条)</td> <td data-bbox="659 678 1460 770"> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収、事業の停止、罰則 ・施行年月日 等 </td> </tr> </tbody> </table>		主 な 内 容	第 1 章 総則 (1 条～12 条の 3)	法の目的、国・地方公共団体等の責務、身体障害者等の定義、援護の実施機関等	第 2 章 更生援護 (13 条～25 条の 2)	身体障害者手帳、盲導犬等の貸与、社会参加の促進	第 3 章 事業及び施設 (26 条～34 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 ・身体障害者社会参加支援施設 ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 	第 4 章 費用 (35 条～38 条の 2)	市町村、都道府県、国の支弁する費用及び費用の徴収	第 5 章 雑則、附表、別表 (39 条～50 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収、事業の停止、罰則 ・施行年月日 等
	主 な 内 容												
第 1 章 総則 (1 条～12 条の 3)	法の目的、国・地方公共団体等の責務、身体障害者等の定義、援護の実施機関等												
第 2 章 更生援護 (13 条～25 条の 2)	身体障害者手帳、盲導犬等の貸与、社会参加の促進												
第 3 章 事業及び施設 (26 条～34 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 ・身体障害者社会参加支援施設 ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 												
第 4 章 費用 (35 条～38 条の 2)	市町村、都道府県、国の支弁する費用及び費用の徴収												
第 5 章 雑則、附表、別表 (39 条～50 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収、事業の停止、罰則 ・施行年月日 等 												
主な内容	<p>【目 的】(第 1 条)</p> <p>障害者総合支援法と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>○定義(第 4 条)</p> <p>身体障害者の定義:この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある 18 歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。</p> <p>*このほか、「身体障害者生活訓練等事業」「手話通訳事業」「身体障害者社会参加支援施設」「医療保健施設」について規定あり。</p> <p><別表に規定する身体上の障害(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる視覚障害で永続するもの(①両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下…) ・次に掲げる聴覚・平衡機能障害で永続するもの(①両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上…) ・次に掲げる音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害(①喪失…) ・次に掲げる肢体不自由(①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの…) ・心臓、じん臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害(ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓による免疫機能の障害)で、永続し、かつ日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの <p>○援護の実施者(第 9 条～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この法律で定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者に居住地の市町村が行う。(障害者支援施設等に入所する身体障害者については、入所前に有した居住地の市町村が援護を行う等の例外あり) <p>1 市町村が行わなければならない業務(第 9 条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体に障害のある者を発見し、相談に応じ、福祉の増進を図るため必要な指導を行う。 ②身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ③身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に(間接に)社会的更生の方途を指導する。 												

主な内容

2 都道府県が行わなければならない業務(第 10 条)

- ①市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助等
- ②身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務
 - ・広域的な見地から実情の把握に努めること
 - ・身体障害者に関する相談・指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの
 - ・身体障害者の医学的・心理学的・職能的判定を行うこと。

○ 更生相談所 (第 11 条) … 下記「参考事項」欄参照

都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。(市町村は任意設置)

<主な業務>

- ・身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務
- ・市町村が行う援護に関し、障害者支援施設等への入所に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務
- ・障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定にあたり、意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助を行う業務

○ 身体障害者福祉司(第 11 条の 2～)

都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司をおかなければならない(市町村は任意設置)

<業務>

- ①都道府県の身体障害者福祉司(更生相談所に必置)
 - ・市町村が行う援護に関し、障害者支援施設等への入所に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。
 - ・身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ②市町村の福祉事務所における身体障害者福祉司
 - ・福祉事務所の所員に対する技術的指導
 - ・福祉事務所における相談及び指導業務のうち、専門的な知識・技術を要するもの

<資格>

- ①社会福祉主事の資格を有するもので福祉に関する業務に 2 年以上従事、②大学において厚労大臣の指定する科目を履修、③医師、④社会福祉士、⑤厚労大臣の指定する職員養成のための学校・施設の卒業者、⑥①～⑤に準ずる者

○ 身体障害者相談員(第 12 条の 3)

市町村は、身体障害者の相談・援助等を行うことを熱意・見識のある者に委託することができる。

○身体障害者手帳(第 15 条～) … 下記「参考事項」欄参照

- 1 交付対象者:法別表に定める者(上記「○定義(第 4 条)」欄を参照)
- 2 交付申請手続

・都道府県知事の指定する医師の診断書及び意見書を添付して知事に申請(15 歳未満の者は

<p>主な内容</p>	<p>保護者が代理申請)</p> <p>医師の指定：都道府県社会福祉審議会の意見を聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付にあたっては、障害等級を判定し、手帳に記載 <p><障害等級></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級(最重度)～7級(肢体不自由の場合のみ。7級単独では手帳は交付されない) <p><身体障害者手帳所持により受けられるサービス等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉サービス等を受ける際に呈示等行う。(例：各種福祉サービス、医療費助成、所得税等の減免、JR等の利用料割引制度、携帯電話通話料) <p>○審査、更生相談(第17条の2)</p> <p>市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ以下の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療又は保健指導を必要とする者に対して、医療保健施設に紹介すること。 ②公共職業能力開発施設の実行職業訓練又は職業斡旋を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 ③その他更生に必要な事項につき指導すること。 <p>○盲導犬等の貸与(第20条)</p> <p>都道府県は、身体障害者(視覚障害、肢体不自由、聴覚障害)から申請があった際は、必要に応じ、盲導犬・介助犬・聴導犬を貸与、又は貸与することを委託することができる。</p> <p>○社会参加の促進(第21条～)</p> <p>地方公共団体は、視覚障害・聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬・介助犬・聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加促進事業、その他の身体障害者の社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。</p> <p>○事業及び施設(第26条～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県以外の者は、予め知事に届け出て下記事業を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者生活訓練等事業(点字や手話の訓練等、身体障害者が日常生活・社会生活を営むために必要な訓練等の援助を行う事業)、②介助犬訓練事業、③聴導犬訓練事業 ・国、都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳業務を行うことができる。(69条：第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始日から一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない) ・身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設)の設置 ……下記「参考事項」欄参照 <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県：設置できる。 ②市町村：予め都道府県知事に届け出て設置できる。 ③社会福祉法人その他の者：社会福祉法(69条)の定めるところにより、設置することができる。 ・その他「身体障害者福祉センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「視聴覚障害者情報提供施設」のサービス内容等についての規定あり。
-------------	---

参考事項

○県で設置する更生相談所(第 11 条関係)・・・基礎編参照

・長野県立総合リハビリテーションセンター(長野市下駒沢)(病院、指定障害者支援施設(障害者総合支援法)、補装具製作施設でもある)

肢体等に障害のある者が、潜在的・残存能力の自覚を高め、自らの力でその可能性を追求し、社会に復帰できるよう支援するため、医学的リハビリテーションから職業的リハビリテーションまで有機的に統合した総合リハビリテーションサービスを提供している。

(総合リハビリテーションセンターにおける更生相談室の主な業務)

- ・補装具の判定(市町村を通して申請のあった補装具の意見書等を審査しその可否を判定)
- ・更生相談(身体障害の方からの全般的な相談に応じる)
- ・巡回相談(県内各地へ出向いて相談業務を行う)
- ・身体障害者手帳の審査・発行
- ・地域リハビリテーションの推進(研修、講習等)

○身体障害者手帳の交付(第 15 条関係)

「長野県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会審査部会」(委員 11 名)において、①身体障害者の障害程度の審査、②診断書を発行する医師の指定に係る審議

* 年 12 回審査会開催(総合リハビリテーションセンターにおいて実施)

○県で設置する身体障害者福祉センター(第 31 条関係)

長野県障がい者福祉センター(サンアップル)・・・基礎編参照

* 身体障害者福祉センター:無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種相談に応じ、機能訓練・教養の向上・社会との交流の促進・レクリエーションのための便宜を総合的に供与

○県で設置する補装具製作施設(第 32 条等関係)

総合リハビリテーションセンター(上記参照)

* 補装具製作施設:無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

○県で設置する視聴覚障害者情報提供施設(第 34 条関係)

長野県聴覚障がい者情報センター(サンアップル内にある)・・・基礎編参照

* 視聴覚障害者情報提供施設:無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれを聴覚障害者の利用に供し、又は手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等行う施設。

法律名	⑫ 知的障害者福祉法(昭和 35 年 3 月 31 日 法律第 37 号)										
構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="320 271 1460 322">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 322 533 367">第 1 章 総則</td> <td data-bbox="533 322 1460 367">法の目的、国・地方公共団体等の責務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 367 533 441">第 2 章 実施機 関及び更生援護</td> <td data-bbox="533 367 1460 441">更生援護の実施者、知的障害者更生相談所、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 441 533 490">第 3 章 費用</td> <td data-bbox="533 441 1460 490">費用の支弁・負担</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 490 533 539">第 4 章 雑則</td> <td data-bbox="533 490 1460 539">審判の請求</td> </tr> </tbody> </table>	主 な 内 容		第 1 章 総則	法の目的、国・地方公共団体等の責務	第 2 章 実施機 関及び更生援護	更生援護の実施者、知的障害者更生相談所、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、	第 3 章 費用	費用の支弁・負担	第 4 章 雑則	審判の請求
主 な 内 容											
第 1 章 総則	法の目的、国・地方公共団体等の責務										
第 2 章 実施機 関及び更生援護	更生援護の実施者、知的障害者更生相談所、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、										
第 3 章 費用	費用の支弁・負担										
第 4 章 雑則	審判の請求										
主な内容	<p>【目 的】 (第 1 条)</p> <p>障害者総合支援法と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助し、及び必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図る。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○定 義</p> <p>知的障害者については、知的障害者福祉法上定義されていないが、平成 17 年の知的障害児(者)基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期(概ね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。</p> <p>なお、知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは 18 歳以上の者。</p> <p>○援護の実施者(第 9 条～)</p> <p>1 この法律で定める知的障害者又はその介護を行う者に対する更生援護は、その知的障害者に居住地の市町村が行う。(障害者支援施設等に入所する知的障害者については、入所前に有した居住地の市町村が援護を行う等の例外あり)</p> <p>2 都道府県は次の業務を行わなければならない(第 11 条)</p> <p>①市町村相互間の連絡・調整・市町村に対する情報の提供等</p> <p>②知的障害者の福祉に関し、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地からの実情把握 ・相談や指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とすること。 ・18 歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定 <p>○知的障害者更生相談所(第 12 条) ……下記「参考事項」参照</p> <p>都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。(市町村は任意設置)</p> <p><主要業務></p> <p>①市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡・調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びに付随業務。</p> <p>②知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識・技術を必要とするもの</p> <p>③18 歳以上の知的障害者の医学的、心理学的、職能的判定</p> <p>④障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、又技術的事項について協力並びに援助を行う。</p>										

○ 知的障害者福祉司(第 13 条～)

都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司をおかなければならない(市町村は任意設置)

<業務>

①都道府県の知的障害者福祉司(更生相談所に必置)

- ・市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。
- ・知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査・指導を行うこと及び付随する業務のうち専門的な知識・技術を必要とするもの。

②市町村の福祉事務所における知的障害者福祉司

- ・福祉事務所の所員に対する技術的指導
- ・知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査・指導を行うこと及びこれらに付随する業務のうち専門的な知識・技術を必要とするもの。

<資格>

①社会福祉主事の資格を有するもので知的障害者の福祉に関する業務に 2 年以上従事、②大学において厚労大臣の指定する科目を履修、③医師、④社会福祉士、⑤厚労大臣の指定する職員養成のための学校・施設の卒業者、⑥①～⑤に準ずる者

○知的障害者相談員(第 15 条の 2)

市町村は、知的障害者の相談・援助等を行うことを熱意・見識等のある者に委託することができる。

○障害福祉サービス、障害福祉支援施設等への入所等(第 15 条の 4～)

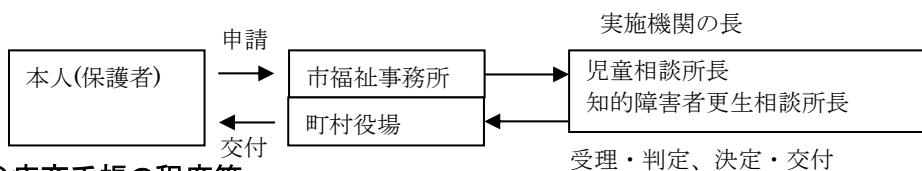
・市町村: 18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ次の措置を採らなければならない。

- ①知的障害者・保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- ②やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難な場合は、障害者支援施設等に入所させ、その更生援護を行う。
- ③知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるもの)に委託すること。

参考事項

○本県における「知的障害者更生相談所」： 中央児童相談所に付置

○療育手帳の交付(療育手帳制度要綱(S48 年 9 月 27 日付け厚生省通知))



○療育手帳の程度等

- ①A1(重度):IQ35 以下 ②A2(中度):IQ36～50(身障手帳 3 級以上)
- ③B1(中度):IQ36～50 ④B2(軽度):IQ51～75

○療育手帳所持者数(R5.3.31)

A1:6,067 A2:346 B1:5,714 B2:8,620 合計:20,747 (新規交付:714)

法律名	⑬ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年7月 25 日 法律第 123 号)
構成	<p>第一章 総則(第1～7条) 目的、基本理念、責務等</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進(第8～36条) 職業紹介、就労支援関係機関、差別の禁止等</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用促進等(第 37～74 条)</p> <p style="text-align: right;">雇用義務制度、納付金制度等</p> <p>第四章 雑則(第 75～91 条) 障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等</p>
主な内容	<p>【目的】</p> <p>障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ること。</p> <p>【主な内容】</p> <p>◆事業主に対する措置</p> <p>○雇用義務制度</p> <p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用に義務づける。</p> <p>民間企業……………2.2%(H33.4 より前に 2.3%)</p> <p>国、地方公共団体、特殊法人等……2.5%(H33.4 より前に 2.6%)</p> <p>都道府県等の教育委員会……………2.4%(H33.4 より前に 2.5%)</p> <p>※大企業等において、障がい者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特例子会社)を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。</p> <p>○納付金制度</p> <p>➤納付金・調整金…障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る。</p> <p>・障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主)……不足1人 月額5万円徴収 (適用対象:常用労働者 100 人超)</p> <p>※常用労働者 100 人超 200 人以下の事業主は不足1人 月額4万円徴収</p> <p>・障害者雇用調整金(雇用率達成事業主)……超過1人 月額2万7千円支給 (適用対象:常用労働者 100 人超)</p> <p>※この他、100 人以下の事業主については報奨金制度あり。</p> <p>障がい者を4%か6人のいずれか多い人数を超えて雇用:超過1人 月額2万1千円支給</p> <p>・上記のほか、在宅就業障がい者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金制度がある。(在宅就業障害者支援制度)</p> <p>➤各種助成金……障がい者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <p>・障害者作業施設設置等助成金</p> <p>・障害者介助等助成金 等</p> <p>◆障がい者本人に対する措置</p> <p>○職業リハビリテーションの実施</p> <p>地域の就労支援関係機関において障がい者の職業生活における自立を支援(福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進)</p> <p>・ハローワーク……障がい者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・地域障害者職業センター……専門的な職業リハビリテーションサービスの実施(職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等)・障害者就業・生活支援センター……就業・生活両面にわたる相談・支援 |
|--|---|

⑭ 障害者総合支援法

I 制定年月日等

◇制定 平成 17 年 11 月 7 日(法律第 123 号)

◇施行 平成 18 年 4 月 1 日(一部) (平成 18 年 10 月 1 日全面施行)

II 法の沿革等

・障害福祉関係法の変遷

昭和 24 年(1949 年)	「身体障害者福祉法」の制定 (傷痍軍人対策が中心)
昭和 25 年(1950 年)	「精神衛生法」の制定 (医療中心の内容)
昭和 35 年(1960 年)	「精神薄弱者福祉法」の制定 (現:知的障害者福祉法)
平成 7 年(1995 年)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」制定 (精神障害者の福祉を包含)
平成 9 年(1997 年)	「社会福祉基礎構造改革」の審議が始まる
平成 15 年(2003 年)	「支援費制度」の導入 社会福祉基礎構造改革の議論等を踏まえ、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築を目指し、それまでの措置制度(行政処分による施設入所等)から、障害福祉サービスの利用という形態へ
平成 17 年(2005 年)	「障害者自立支援法」の制定 それまでの課題を整理する形で、また、支援費制度導入により増加する支援費の抑制を図るという観点も持つ法律が制定
平成 21 年(2009 年)	内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置され、改革の基本的な方向性を取りまとめることとされた。具体的検討のため、構成員の半数程度を障害者や家族等とする「障がい者制度改革推進会議」が設置された。
平成 22 年(2010 年)	「障害者自立支援法」一部改正 主な改正点:①利用者負担について応能負担を原則。②発達障害を対象とする。
平成 25 年(2013 年) (平成 24 年6月成立)	法律名称変更 「障害者自立支援法」→「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 」(略称:障害者総合支援法) 主な改正点:①対象に難病を追加。②障害程度区分→障害支援区分に改正。 ③ケアホームのグループホームへの一元化等。(H26.4 施行)
平成 30 年(2018 年) (平成 28 年5月成立)	「障害者総合支援法」一部改正(H30.4 施行) 主な改正点:①地域生活を支援するため、新サービス(自立生活援助、就労定着支援)の創設や重度訪問介護の訪問先を拡大。 ②障害児支援のニーズの多様化に対応し、新サービス(居宅訪問型児童発達支援)の創設や保育所等訪問支援の対象施設を拡大。 ③補装具費について貸与も可能。

III 法の概要等

1 目的 (法第1条)

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 障害者総合支援法の特徴等

(1)障害福祉サービスに係る給付等(主に「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成)

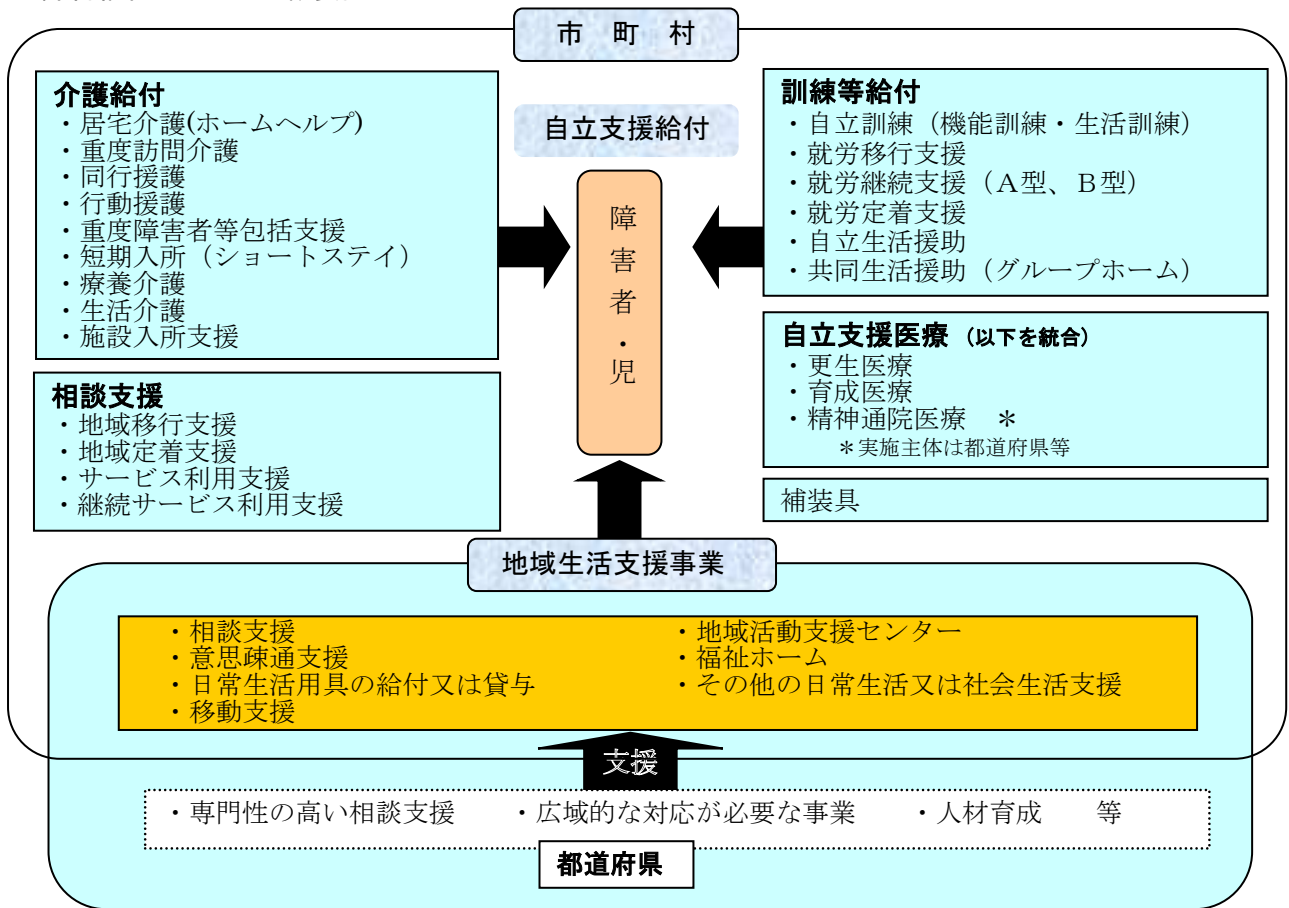
①自立支援給付は、国や都道府県の義務的経費が伴う全国一律のサービス

(介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具 等)

自立支援給付の実施主体は市町村だが、自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県。

②地域生活支援事業は、市町村の責任で行われる地域密着型のサービスと、都道府県が行う専門性の高い事業や広域的な事業に分かれている。

○障害福祉サービスの概要図



(2) 自立支援給付

① 介護等給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。市町村が介護給付を支給決定します。

② 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や電話による随時の対応等により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助及び介護を行います。

③地域相談支援、計画相談支援

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態時に相談その他必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。

④ 自立支援医療

- ・障害者・児が、心身の障害の状況の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定自立支援医療機関から受けた場合に支給される。
- ・自立支援医療は、従来の更生医療(対象：身体障害者)、育成医療(対象：身体障害児)、精神通院医療(対象：精神障害者)を統合したもの。

⑤ 補装具

日常生活や社会生活の向上を図るため、障害児・者の失われた身体機能を補完又は代替する用具である補装具の製作等に要する補装具費の支給を行う。

*補装具の例(カッコ内は、左：H25年度における基準額、右：耐用年数)

- ・義肢(354,000円、1～4年)・普通義眼(17,000円、2年)・特殊義眼(60,000円、2年)
- ・高度難聴用ポケット型補聴器(34,200円、5年)・耳あな型(オーダー)補聴器(137,000円、5年)
- ・普通型車椅子(100,000円、6年)・手動リフト式普通型車いす(232,000円、6年)

(3)地域生活支援事業等

① 市町村事業

ア 必須事業：10事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具支給等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業

イ 任意事業(選択事業)：日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業 等

② 県事業

ア 必須事業4事業

専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業、広域的な支援事業

イ サービス・相談支援者、指導者育成事業

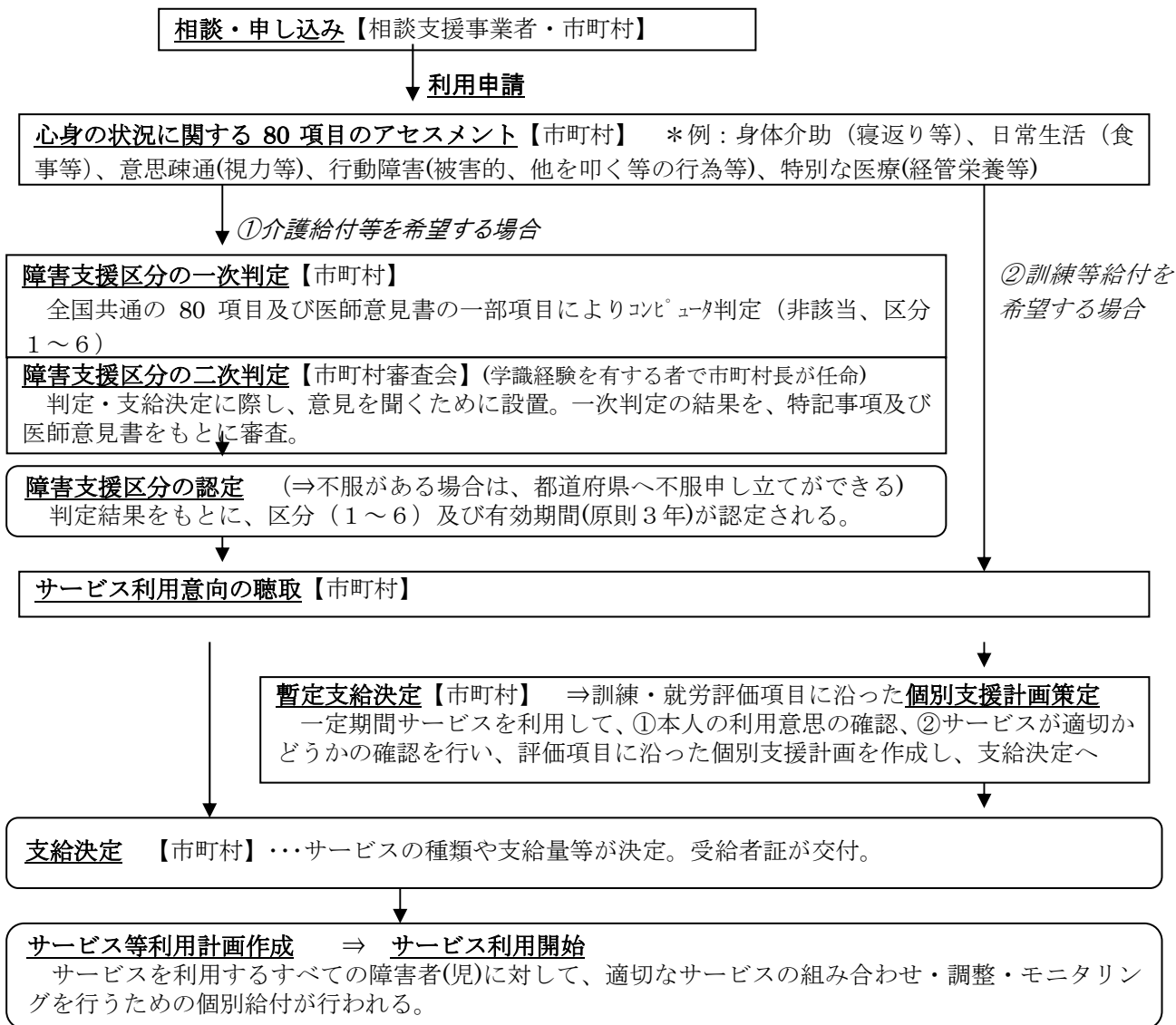
ウ 任意事業：音声機能障害者発声訓練事業、手話通訳者設置、障害者社会参加推進センター運営、身体障害者補助犬育成 等

3 障害福祉サービス利用の手続き

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害支援区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービス等利用計画面、④サービス利用の意向、⑤訓練、就労に関する評価を把握・・・その上で、支給決定を行う。

相談・申し込みから介護給付・訓練等給付を受けるための一連の流れは、次のとおりだが、各場面において、利用者は相談支援事業(市町村地域生活支援事業等)による支援を受けられる。

○利用手続きの流れ



4 障害者の利用者負担

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない。

区分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く ^(注3)	9, 300 円
一般 2	上記以外	37, 200 円

(注 1) 3 人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象

(注 2) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象

(注 3) 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となる。

※所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

法律名	<p>⑮ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年 6 月 24 日 法律第 79 号)</p>
構成	<p>○第 1 章 総則(第 1 条～6 条) ○第 2 章 養護者による障害者虐待防止、養護者に対する支援等(第 7 条～14 条) ○第 3 章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第 15 条～20 条) ○第 4 章 使用者による障害者虐待の防止等(第 21 条～28 条) ○第 5 章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第 29 条～31 条) ○第 6 章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター (第 32 条～39 条) ○第 7 章 雑則(第 40 条～44 条) ○第 8 章 罰則(第 45～46 条) ○附則</p>
主な内容	<p>【目的】(第 1 条) 障害者に対する虐待の防止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資するための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>【主な内容】</p> <p>○定義(第 2 条)</p> <p>1 障害者の定義 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。 ※障害者基本法第 2 条第 1 号 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>2 障害者虐待の定義 ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待</p> <p>3 障害者虐待の類型 ①身体的虐待 (例 暴行、正当な理由なく身体を拘束) ②性的虐待 (例 わいせつな行為をする、させる) ③心理的虐待 (例 著しい暴言、拒絶的な対応、差別的言動) ④放棄・放任(ネグレクト) (例 著しい減食、長時間の放置) ⑤経済的虐待 (例 財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること)</p> <p>○障害者に対する虐待の防止 (第 3 条) 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p> <p>○養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第 6 条～14 条、第 35 条)</p> <p>1 養護者による障害者虐待に係る通報等 養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p> <p>2 通報を受けた場合の措置 (1)速やかに、障害者の安全の確認、通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、市町村と連県協力する者(市町村障害者虐待対応協力者)とその対応について協議を行う。 (2)通報又は届出があつた場合には、適切に、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による障害者支援施設等への入所等の措置を講ずる。 (3)通報又は届出があつた場合には、適切に精神保健及び精神保健福祉に関する法律又は知的障</p>

主な内容

害者福祉法の規定により後見開始等の審判を請求する。

3 居室の確保

養護者による障害者虐待を受けた障害者について2(2)の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずる。

4 立入調査

養護者による障害者虐待により障害者の誠意名または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認めるときは、立入調査をすることができる。

5 警察署長に対する援助要請等

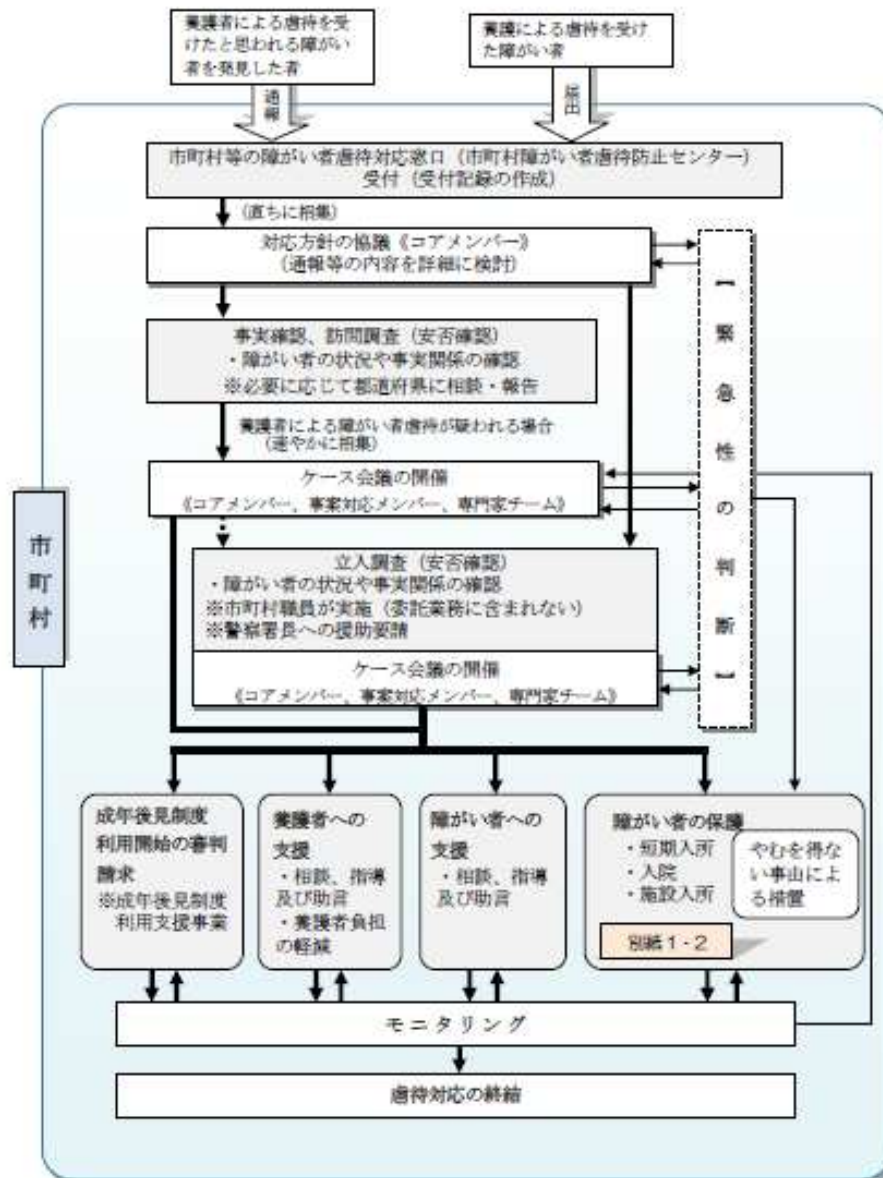
立入調査を行うにあたって、所管の警察署長に対し援助を求めることができる。

6 面会の制限

2(2)の措置が取られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等の長等は、障害者虐待を行った養護者について障害者との面会を制限することができる。

7 養護者の支援

障害者の養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる。



○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第15条～20条)

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等

- (1)障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければならない。
- (2)障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- (3)障害者福祉施設従事者等は、(1)による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。
- (4)市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設等の所在地の都道府県に報告しなければならない。

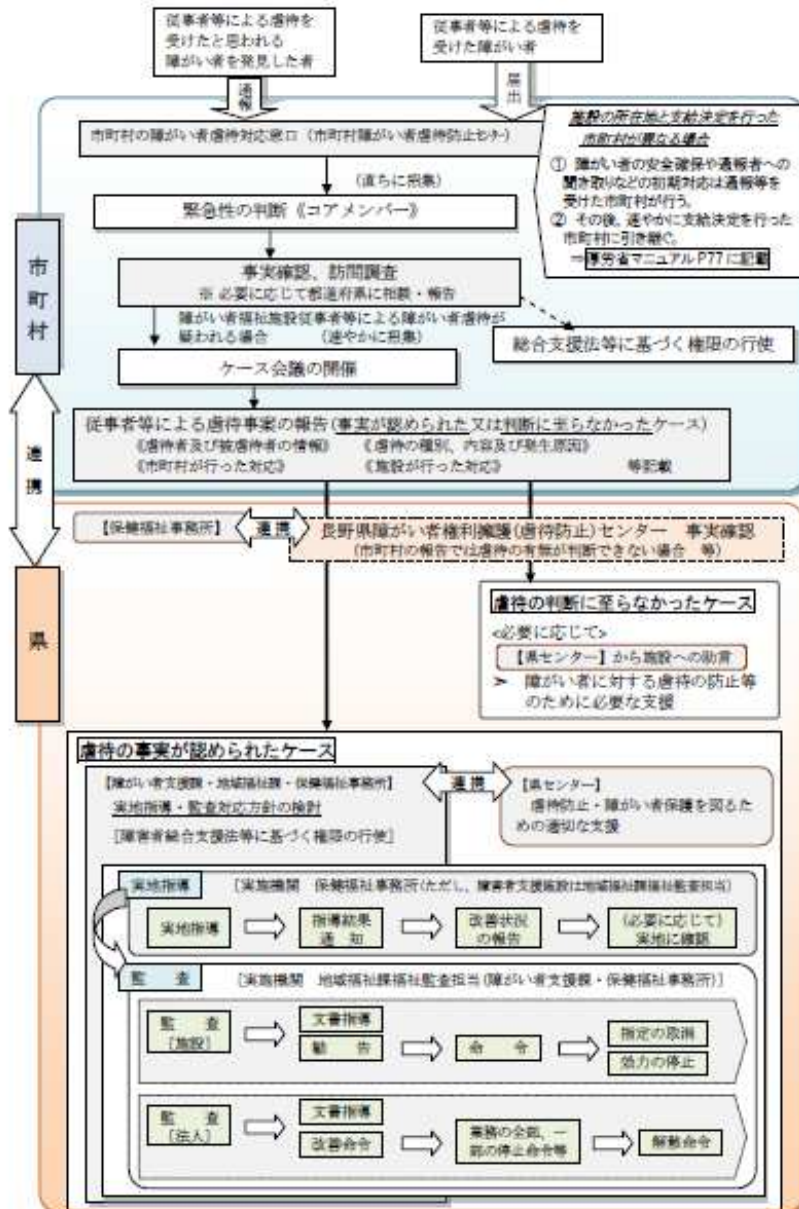
2 通報等を受けた場合の措置

市町村が1(1)による通報若しくは1(2)による届出を受け、又は都道府県が1(4)による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

3 公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

主な内容



○使用者による障害者虐待の防止等(第21条～28条)

1 使用者による障害者虐待に係る通報等

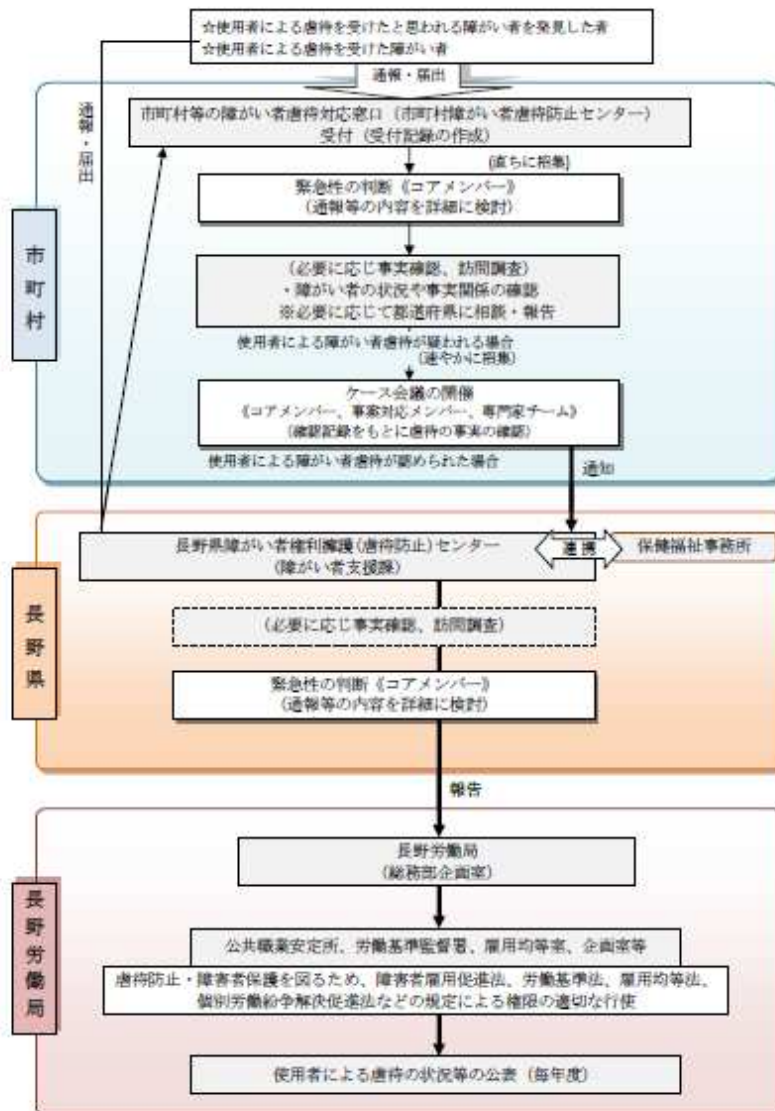
- (1)使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。
- (2)使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- (3)労働者は、(1)による通報又は(2)による届出(それぞれ虚偽であるもの及び過失による者を除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。
- (4)市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。
- (5)都道府県は、(1)による通報、(2)による届出又は(4)による通知を受けたときは、当該通報等に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

2 報告を受けた場合の措置

都道府県労働局が1(5)による報告を受けたときは、都道府県労働局長等は、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律その他関係法律の規定による権限を適正に行使するものとする。

3 公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。



○就学する障害者に対する虐待の防止等(第 29 条～31 条)

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者虐待に対処するための措置など、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

○市町村障害者虐待防止センター(第 32 条～35 条)

市町村虐待防止センターは次に掲げる業務を行う。

- ①養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待に係る通報又は届出の受理
- ②障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと
- ③障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動

(市町村は、市町村障害者虐待防止対応協力者のうち適当と認められるものに、①～③の全部又は一部を委託することができる)

○都道府県障害者権利擁護センター(第 36 条～39 条)

都道府県権利擁護センターは次に掲げる業務を行う。

- ①使用者による障害者虐待に係る通報又は届出の受理
- ②この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言等を行うこと
- ③障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること
- ④障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと
- ⑤障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること
- ⑥障害者虐待の防止及び養護者に対する新に関する広報その他の啓発活動を行うこと
- ⑦その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと

(都道府県は、都道府県障害者虐待防止対応協力者のうち適当と認められるものに、①、又は③～⑦の全部又は一部を委託することができる)

⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

○ 平成 25 年 5 月 31 日に衆議院で、6 月 19 日に参議院で全会一致で可決。6 月 26 日公布。

1 総則

1	位置づけ	障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法
2	目的	差別解消の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって分け隔てのない共生社会の実現に資すること。
3	定義	○障害者 ○社会的障壁 等
4	責務	○国、地方公共団体の責務 ○国民の責務
5	環境整備	行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための環境整備に努める。

2 基本方針

1	基本方針	政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を策定。
2	内容	○差別解消推進施策の基本的な方向 ○行政機関等、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等
3	手続等	内閣総理大臣が基本方針案を作り、閣議で決定。 あらかじめ障害者等の関係者、障害者政策委員会の意見を聴取。

3 差別を解消するための措置

行為主体	差別		策定者	策定
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
行政機関等	<u>禁止</u>	<u>提供義務</u>	基本方針	政府
事業者	<u>禁止</u>	<u>提供努力義務</u>	対応要領	国の行政機関の長等
		R6. 4. 1～ <u>提供義務</u>	対応指針	地方公共団体の長等
				主務大臣
				義務

- 事業主の立場での差別解消措置は、障害者雇用促進法の定めによる。
- 対応要領等は、基本方針に即し、かつ、障害者等の意見を反映させる措置が必要。
- 対応指針に定める事項に関しては、主務大臣の報告徴収、指導、勧告等により実効性を確保。

※ 事業者の合理的配慮の提供は令和 3 年の法改正により法的義務に改められ、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

4 差別を解消するための支援措置

1	体制整備	国、地方公共団体による相談、紛争防止等のための体制整備
2	啓発活動	国、地方公共団体による差別解消に関心と理解を深めるための啓発等
3	情報収集	国による差別及び差別解消に向けた取組に関する情報収集、整理、提供
4	障害者差別 解消支援 地域協議会	○構成 国、地方公共団体の機関で、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関する分野の従事者等 ○事務 差別解消の取組に関する協議、関係機関等による差別解消の取組等

施行期日等 平成 28 年 4 月 1 日 (令和 6 年 4 月 1 日 改正法の施行予定)

法律名	⑰ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年法律第81号 令和3年9月18日施行)
構成	第一章 総則(第1～8条) 目的、定義、基本理念、責務等 第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策(第9～13条) 保育・教育を行う体制の拡充等、日常生活における支援、相談体制の整備、情報の共有の促進 第三章 医療的ケア児支援センター等(第14～18条) 医療的ケア児支援センター等の業務等 第四章 補則(第19～21条) 広報啓発、人材の確保、研究開発等の推進 附則
主な内容	【目的】 ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加 ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する 【基本理念】 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 →医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 【国・地方公共団体の責務】 国と地方公共団体は基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。 【保育所の設置者等、学校の設置者等の責務】 保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児、放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、基本理念にのっとり、適切な支援を行う責務を有する。 【支援措置】 ◆国・地方公共団体による措置 ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発

○支援を行う人材の確保

○研究開発等の推進

◆**保育所の設置者、学校の設置者等による措置**

○保育所における医療的ケアその他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置

○学校における医療的ケアその他の支援 →看護師等の配置

◆**医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）**

○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う

○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う
等